

広島市報

定期第1103号
令和4年5月2日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 7
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例(第3号) 7
- 広島市特別会計条例の一部を改正する条例(第4号) 8
- 広島国際会議場条例の一部を改正する条例(第5号) 8
- 広島市犯罪被害者等支援条例(第6号) 8
- 広島市運動場条例の一部を改正する条例(第7号) 10
- 広島城三の丸歴史館条例(第8号) 10
- 広島城条例の一部を改正する条例(第9号) 12
- 広島市民生委員定数条例の一部を改正する条例(第10号) 13
- 広島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例(第11号) 13
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例(第12号) 13
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第13号) 13
- 広島市ふぐの処理に関する条例(第14号) 15
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例(第15号) 17
- 広島市公園条例の一部を改正する条例(第16号) 18
- 広島市公民館条例の一部を改正する条例(第17号) 19
- 広島市消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正する条例(第18号) 19
- 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(第19号) 20
- 高南財産区管理会条例(第20号) 20
- 高南財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(第21号) 21
- 小河内財産区管理会条例(第22号) 22
- 小河内財産区管理委員の報酬及び費用弁償

に関する条例(第23号) 23

○広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第24号) 23

○広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第25号) 24

○広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第26号) 24

○広島市市税条例の一部を改正する条例(第27号) 24

規 則

○広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第8号) 25

○広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(第9号) 25

○広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則(第10号) 26

○広島国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則(第11号) 26

○広島城三の丸歴史館条例施行規則(第12号) 27

○広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) 27

○広島市勤労青少年ホーム条例施行規則及び広島市勤労青少年ホーム運営委員会規則を廃止する規則(第14号) 28

○広島市阿戸認定こども園条例施行規則及び広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) 28

○児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則(第16号) 28

○広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(第17号) 29

○広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則(第18号) 29

○広島市ふぐの処理に関する条例施行規則(第19号) 30

○広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(第20号) 32

○広島市公園条例施行規則の一部を改正する

規則（第 2 1 号）	32	○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則（第 4 1 号）	41
○広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第 2 2 号）	33	○広島市会計規則の一部を改正する規則（第 4 2 号）	42
○広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第 2 3 号）	33	○広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則（第 4 3 号）	43
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則（第 2 4 号）	33	○広島市物品管理規則の一部を改正する規則（第 4 4 号）	44
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 2 5 号）	34	○広島市職員賠償審査会規則の一部を改正する規則（第 4 5 号）	44
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第 2 6 号）	34	○広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則（第 4 6 号）	44
○広島市財産規則の一部を改正する規則（第 2 7 号）	34	○広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則（第 4 7 号）	45
○広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（第 2 8 号）	34	告 示	
○広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第 2 9 号）	35	○安佐動物公園こども動物園（びーちくパーク）の呼称の決定	45
○土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則及び土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則（第 3 0 号）	35	○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	45
○広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第 3 1 号）	36	○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	45
○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第 3 2 号）	36	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	46
○広島市市区長委任規則の一部を改正する規則（第 3 3 号）	39	○子ども・子育て支援法による確認	46
○国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（第 3 4 号）	39	○農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	46
○広島市公印管理規則の一部を改正する規則（第 3 5 号）	39	○広島農業振興地域整備計画の変更	46
○広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第 3 6 号）	40	○令和 4 年 1 月 7 日付け広島市告示第 1 3 号の改正	46
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 7 号）	40	○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）駐車場の変更	46
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 8 号）	40	○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）一団地の官公庁施設の変更	47
○広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第 3 9 号）	41	○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業の決定	47
○広島市市税規則の一部を改正する規則（第 4 0 号）	41	○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区の変更	47
		○広島市公共下水道築造事業計画の変更	47
		○広島市流域関連公共下水道築造事業計画の変更	48
		○開発行為に関する工事の完了	48
		○広島市文化交流会館のホール施設の呼称の決定	48
		○市営住宅等附設駐車場の使用料	48
		○大規模小売店舗立地法による大規模小売店	

<ul style="list-style-type: none"> 舗の新設の届出 2件.....48 ○地方税法による土地及び家屋に関する令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧.....50 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定2件.....50 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....51 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....51 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....51 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退の届出.....51 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....52 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出.....52 ○開発行為に関する工事の完了.....52 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....52 ○開発行為に関する工事の完了.....53 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定2件.....53 ○子ども・子育て支援法による確認.....53 ○令和4年1月21日付け広島市告示第37号の一部改正.....53 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する 	<ul style="list-style-type: none"> 機関の指定の更新 2件.....53 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出.....54 ○公共下水道の供用開始.....54 ○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....54 ○農業集落排水処理施設の供用開始.....55 ○子ども・子育て支援法による確認.....55 ○自転車等の所有権の取得.....55 ○行旅病人及び行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の告示.....55 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 4件.....55 ○広島市私道整備工事費補助金交付規則による私道整備工事に要する経費認定の上限額の決定.....57 ○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の変更.....58 ○地方自治法による指定納付受託者の指定.....59 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件.....59 ○公印の印影印刷の廃止.....60 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....60 ○広島市市営住宅等条例による特賃住宅を除く市営住宅の令和4年4月から令和5年3月までの家賃.....61 ○公共下水道の供用開始.....61 ○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....61 ○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....61 ○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出.....62 ○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....62 ○改正前の介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退の届出.....62 ○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....62 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....62 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
--	--

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出	62	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	69
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更の届出	62	○放置自転車等の撤去（南区）	69
○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画	63	○放置自転車等の撤去（西区） 2 件	69
○地方自治法による広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結	63	○建築基準法による道路の指定の取り消し（西区）	69
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2 件	63	○放置自転車等の撤去（西区） 2 件	70
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	64	○建築基準法による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に係る認定（西区）	70
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件	64	○放置自転車等の撤去（西区）	70
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	64	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）	70
○放置自転車等の撤去（中区） 3 件	64	○放置自転車等の撤去（西区） 4 件	70
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	65	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2 件	71
○放置自転車等の撤去（中区）	65	○令和 4 年第 1 回緑井財産区議会定例会の招集（安佐南区）	71
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	65	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）	71
○放置自転車等の撤去（中区） 5 件	65	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	71
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	66	○道路の区域変更（安佐南区）	71
○放置自転車等の撤去（中区） 6 件	66	○道路の供用開始（安佐南区）	71
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	66	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）	72
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件	67	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	72
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	67	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	72
○放置自転車等の撤去（中区）	67	○道路の区域変更（安佐南区）	72
○都市公園の区域の変更（東区）	67	○道路の供用開始（安佐南区）	72
○放置自転車の撤去（東区）	67	○道路の供用廃止（安佐南区）	72
○長期間駐車されていた自転車等の移動（東区）	67	○下市自治会の告示事項の変更（安佐北区）	73
○道路の区域変更（東区）	67	○中応寺ファミリー自治会の告示事項の変更（安佐北区）	73
○道路の供用開始（東区）	68	○小野原中自治会の告示事項の変更（安佐北区）	73
○放置自転車等の撤去（南区）	68	○勝木自治会の告示事項の変更（安佐北区）	73
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	68	○建築基準法に規定する道路の指定（安佐北区）	73
○放置自転車等の撤去（南区） 3 件	68	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	73
○道路の区域変更（南区）	68	○放置自転車等の撤去（安佐北区）	74
○放置自転車等の撤去（南区） 2 件	68	○ふじランド町内会の告示事項の変更（安佐北区）	74
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	69	○勝木自治会の告示事項の変更（安佐北区）	74
○放置自転車等の撤去（南区）	69	○道路の区域変更（安佐北区）	74
		○道路の供用開始（安佐北区）	74

- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）……………75
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変
更（安佐北区）……………75
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）……………75
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変
更（安佐北区）……………75
- 路線名等を定める法定外公共物の廃止（安
佐北区）……………75
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）……………75
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変
更（安佐北区）……………75
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）……………76
- 道路の区域変更（安佐北区）……………76
- 道路の供用開始（安佐北区）……………76
- 道路の区域変更（安佐北区）……………76
- 道路の供用開始（安佐北区）……………76
- 道路の区域変更（安佐北区）……………76
- 道路の供用開始（安佐北区）……………77
- 道路の区域変更（安佐北区）……………77
- 道路の供用開始（安佐北区）……………77
- 都市公園法による都市公園の設置（安佐北
区）……………77
- 道路の区域変更（安佐北区）……………77
- 道路の供用開始（安佐北区）……………77
- 道路の区域変更（安佐北区）……………78
- 道路の供用開始（安佐北区）……………78
- 区出納員の事務の一部委任（安芸区）……………78
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………78
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安
芸区）……………78
- 瀬野川公園照明点灯カード売払代金の使用
料収納事務の委託（安芸区）……………78
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………79
- 道路の区域変更（安芸区）……………79
- 道路の供用開始（安芸区）……………79
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………79
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安
芸区）……………79
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸
区）……………79
- 道路の区域変更（安芸区）……………79
- 道路の供用開始（安芸区）……………80
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐
伯区）……………80
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………80
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃
止（佐伯区）……………80
- 都市公園法による公共下水道敷と海老園第
六公園（仮称）との兼用工作物の管理の方

- 法に係る協議の成立（佐伯区）……………80
- 都市公園の設置（佐伯区） 2件……………80
- 道路の区域変更（佐伯区）……………81
- 道路の供用開始（佐伯区）……………81
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐
伯区）……………81
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯
区）……………81
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐
伯区）……………82
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………82
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐
伯区）……………82
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………82

選 管 告 示

- 令和4年3月1日現在における地方自治法
及び市町村の合併の特例に関する法律によ
る各種直接請求並びに地方教育行政の組織
及び運営に関する法律による教育長又は委
員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………82
- 令和4年3月10日現在における地方自治
法及び市町村の合併の特例に関する法律に
よる各種直接請求並びに地方教育行政の組
織及び運営に関する法律による教育長又は
委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………83
- 令和4年3月20日執行予定の広島市議会
議員安芸区選挙区補欠選挙において候補者
がポスター掲示場にポスターを掲示するこ
とができる日……………83
- 公職選挙法による補欠選挙を行うべき事由……………83
- 公職選挙法による広島市議会議員の補欠選
挙の実施……………83
- 令和4年3月20日執行の広島市議会議員
安芸区選挙区補欠選挙において候補者1人
につき選挙運動に関して支出できる金額……………84
- 令和4年3月20日執行の広島市議会議員
安芸区選挙区補欠選挙における選挙長及び
その職務を代理すべき者の選任……………84
- 令和4年3月20日執行の広島市議会議員
安芸区選挙区補欠選挙における選挙会の場
所及び日時……………84
- 令和4年3月20日執行の広島市議会議員
安芸区選挙区補欠選挙における開票の事務……………84
- 広島市議会議員の選挙における選挙公報の
発行に関する条例による令和4年3月20
日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠
選挙における選挙公報の掲載順序を定める

くじを行う場所及び日時……………84	補者の届出に係るものが3人以上あるとき のくじを行う場所及び日時（安芸区）……………87
○令和4年4月24日執行予定の広島市議会 議員安佐北区選挙区補欠選挙における選挙 人名簿の登録について被登録資格の決定の 基準となる日……………84	区選管委員長告示
○公印の印影印刷 2件……………84	○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における不在者投票 の投票記載場所（安芸区）……………87
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙において当選した者 の住所及び氏名……………85	人事委員会規則
○広島市選挙管理委員会規程の一部を改正す る規程……………85	○勤務条件に関する措置の要求に関する規則 の一部を改正する規則（第1号）……………87
区 選 管 告 示	○不利益処分についての審査請求に関する規 則の一部を改正する規則（第2号）……………87
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録 の移替をしない期間（安佐北区）……………85	○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償の審査の請求に関する規則の一部 を改正する規則（第3号）……………88
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録 の移替をしない期間（安芸区）……………85	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一 部を改正する規則（第4号）……………88
○令和4年3月20日執行予定の広島市議会 議員安芸区選挙区補欠選挙におけるポス ター掲示場の設置（安芸区）……………85	○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則（第5号）……………88
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における投票所の設 置（安芸区）……………85	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則（第6号）……………88
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票 所の設置（安芸区）……………86	教育委員会規則
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（安芸 区）……………86	○広島市立高等学校学則の一部を改正する規 則（第1号）……………89
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票 所の投票管理者及びその職務を代理すべき 者の選任（安芸区）……………86	○広島市立中等教育学校学則の一部を改正す る規則（第2号）……………89
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における投票記載所 の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定め るくじを行う場所及び日時（安芸区）……………86	○広島市立高等学校の通学区域に関する規則 の一部を改正する規則（第3号）……………89
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における開票の場所 及び日時（安芸区）……………86	○広島市立中等教育学校の通学区域に関する 規則の一部を改正する規則（第4号）……………90
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における開票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（安芸 区）……………86	○広島市立学校の管理及び学校教育法の実施 に関する規則の一部を改正する規則（第5 号）……………90
○令和4年3月20日執行の広島市議会議員 安芸区選挙区補欠選挙における開票に関 し、候補者から届出のあった開票立会人と なるべき者が10人を超えるときのくじ又 は同一の政党その他の政治団体に属する候	○広島市立特別支援学校学則の一部を改正す る規則（第6号）……………90
	教育委員会告示
	○令和4年2月25日付け広島市教育委員会 告示第3号による広島市教育委員会議（定 例会）の議題の取り下げ……………90
	○公印の印影印刷……………91
	○広島市教育委員会議（臨時会）の開催 2 件……………91
	水道局規程
	○広島市水道局無線通信管理規程を廃止する 規程（第1号）……………91
	○広島市水道局会計規程の一部を改正する規 程（第2号）……………91
	○広島市水道局事務分掌規程の一部を改正す る規程（第3号）……………91
	○広島市水道局就業規則の一部を改正する規

程（第4号）.....95

監査公表

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....95

条例

広島市条例第2号

令和4年3月18日

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に改める。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、任命権者を削り、「に署名して」を「を当該任命権者に提出して」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第3号

令和4年3月18日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中第78号及び第79号を削り、第80号を第78号とし、第81号から第92号までを2号ずつ繰り上げ、同表第93号中「第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同号を同表第91号とし、同表第94号中「第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同号を同表第92号とし、同表第95号中「第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同号を同表第93号とし、同表第96号中「第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改め、同号を同表第94号とし、同表中第97号を第95号とし、第98号を第96号とし、

第 99 号を第 97 号とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 5 号

令和 4 年 3 月 18 日

広島国際会議場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島国際会議場条例の一部を改正する条例

広島国際会議場条例（平成元年広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)のウの表中「及び会議運営事務室ロビー」を「会議運営事務室ロビー及び展示室」に改め、同表会議運営事務室ロビーの項の次に次のように加える。

展示室	10,150	13,560	13,560	34,090	940	1,280	1,280
-----	--------	--------	--------	--------	-----	-------	-------

別表の(1)のウの表の備考の 2 中「会議運営事務室ロビー」の右に「及び展示室」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 4 号

令和 4 年 3 月 18 日

広島市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市特別会計条例の一部を改正する条例

広島市特別会計条例（昭和 39 年広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 2 号を加える。

(例) 高南財産区特別会計 高南財産区の運営

(例) 小河内財産区特別会計 小河内財産区の運営

第 2 条中「前条第 11 号」を「前条第 10 号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に確定した住宅資金貸付特別会計に係る債権又は債務に基づく受入れ又は支払については、令和 4 年 5 月 31 日までの間、同特別会計は存続するものとみなして、なお従前の例による。

広島市条例第 6 号

令和 4 年 3 月 18 日

広島市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者（本市の区域内に住所又は居所を有する者に限る。）及びその家族又は遺族をいう。

<p>(3) 再被害 犯罪被害者等がその被った害に係る犯罪等の加害者と同一の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者から再び被害を受ける。</p> <p>(4) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、風評、インターネットその他の通信手段を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材及び報道等により被害者の精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の害をいう。</p> <p>(5) 市民等 本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者並びに本市の区域内において活動（事業活動を除く。）を行う団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。</p> <p>(7) 関係機関等 国、広島県その他の本市以外の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、本市の区域内において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関又は団体をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われること。</p> <p>(2) 被害の状況及び原因、再被害又は二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。</p> <p>(3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支</p>	<p>（相談及び情報の提供等）</p> <p>第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 本市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。</p> <p>（経済的負担の軽減）</p> <p>第8条 本市は、次条から第11条までに定めるもののほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>（精神的な被害からの回復）</p> <p>第9条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>（日常生活の支援）</p> <p>第10条 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>（居住の安定）</p> <p>第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等必要な支援を行うものとする。</p>
<p>援が途切れることなく行われること。</p> <p>(4) 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されること。</p> <p>（本市の責務）</p> <p>第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>（市民等の責務）</p> <p>第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えることの必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>（安全の確保）</p> <p>第12条 本市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（雇用の安定）</p> <p>第13条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（市民等の理解の増進）</p> <p>第14条 本市は、教育活動、広報活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性、再被害及び二次的被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（本市の区域内に住所及び居所を有しない者への支援）</p> <p>第15条 本市は、本市の区域内に住所及び居所を有しない者が本市の区域内において犯罪等により被害を受けたときは、当該者が住所を有する地方公共団体その他当該地方公共団体の区域内において犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族の支援を行う団体と連携し、及び協力しつつ、当該者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>（民間支援団体への支援）</p> <p>第16条 本市は、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供等必要な支援を行うものとする。</p>

（関係部局の連携等）

第 17 条 本市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に関係する部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。

（人材の育成）

第 18 条 本市は、犯罪被害者等の支援の充実に図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第 19 条 本市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等、有識者等からの当該施策に関する意見、要望等を把握し、必要があると認められるときは、当該施策に反映させるものとする。

（支援を行わない場合）

第 20 条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとして認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 8 号

令和 4 年 3 月 18 日

広島城三の丸歴史館条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島城三の丸歴史館条例

（目的及び設置）

第 1 条 近世の広島歴史及び文化並びに広島城の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため、広島城三の丸歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 歴史館は、広島市中区基町 2 1 番 7 ー 1 号に置く。

（事業）

第 3 条 歴史館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 近世の広島歴史及び文化並びに広島城の歴史に関する実物、文献、写真等の資料（以下「資料」という。）の収集、保管、展示及び供用
- (2) 資料の観覧及び利用に関する必要な説明及び助言
- (3) 資料に関する調査研究
- (4) 資料に関する解説書等の作成及び頒布

- (5) その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第 4 条 歴史館の多目的室（以下「多目的室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、歴史館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

（使用の制限）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起すおそれがあるとき。
- (4) 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があるとき。

2 多目的室は、引き続き 3 日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館の制限）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者

広島市条例第 7 号

令和 4 年 3 月 18 日

広島市運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市運動場条例の一部を改正する条例

広島市運動場条例（昭和 26 年 6 月 18 日広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(2)の表の備考の 1 から備考の 3 までの規定中「又は広島市湯来庭球場」を「、広島市湯来庭球場又は広島市新宮苑庭球場」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

<p>(2) 建物若しくは資料その他の物品を毀損し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(4) その他管理運営上支障があると認められる者</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第7条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、多目的室を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例の規定又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条第1項各号に掲げる事態が発生したとき。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第9条 使用者は、多目的室の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>(資料の出品、寄託又は寄贈)</p> <p>第10条 歴史館は、資料の出品、寄託又は寄贈を受けることができる。</p> <p>2 天災その他避けることができない事情により、出品又は寄託を受けた</p>	<p>その管理に要する経費を削減できるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った歴史館の管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第15条 指定管理者は、歴史館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 歴史館の事業(第3条第5号に掲げる事業に限る。)の実施に関すること。</p> <p>(2) 歴史館の使用の許可に関すること。</p> <p>(3) 歴史館への入館の制限に関すること。</p> <p>(4) 歴史館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(5) その他市長が定める業務</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第17条 歴史館に展示している資料を観覧しようとする者又は使用者は、指定管理者に当該観覧又は使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、観覧又は使用の許可の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限り</p>
<p>資料が毀損し、又は滅失することがあっても、本市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第11条 歴史館の施設、設備、資料等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(市の損害賠償責任)</p> <p>第12条 本市は、第8条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 歴史館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により歴史館の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条第2項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第13条第1項の指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。</p> <p>(1) 市民の平等な歴史館の利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、歴史館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、</p>	<p>でない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。</p> <p>6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限り。)の停止を命じた場合等で、市長が歴史館の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項中「指定管理者に当該観覧又は使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して5年1か月を超えない範囲内にお</p>

いて規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用許可の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

る金額とする。

3 この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、観覧料その他これらに類する金銭をいう。

別表（第17条関係）

区 分		単 位	金 額
観覧料	個人で観覧する場合	小人	250
		大人	510
	30人以上の団体で観覧する場合	小人	200
		大人	410
多目的室 使用料	入場料等を徴収しない場合	3時間まで	5,650
		3時間を超える1時間までごとに	1,880
	入場料等を徴収する場合	3時間まで	8,470
		3時間を超える1時間までごとに	2,820

備考

1 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。

2 特別の資料を展示する場合の観覧料については、市長が別に定め

広島市条例第9号
令和4年3月18日

広島城条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島城条例の一部を改正する条例
広島城条例（昭和33年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「事業」の右に「（第3条第5号に掲げる事業に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

広島市条例第10号
令和4年3月18日

広島市民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市民生委員定数条例の一部を改正する条例

広島市民生委員定数条例（平成26年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,985人」を「1,996人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

広島市条例第12号
令和4年3月18日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市山本児童館の項の次に次のように加える。

広島市春日野児童館	広島市安佐南区山本新町二丁目18番7号
-----------	---------------------

附 則

この条例は、令和4年4月30日から施行する。

広島市条例第11号
令和4年3月18日

広島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

広島市勤労青少年ホーム条例（昭和46年広島市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第13号
令和4年3月18日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「第14条第1項」の右に「及び第14条の3第1項又は第4項」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第10条の6の2中「同条第1項」の右に「及び第14条の3第3項において準用する同条第1項又は同条第6項において準用する同条第4項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第 14 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第 4 項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から当該額に 10 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額して得た額とする。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項に規定する乗じて得た額の決定について準用する。この場合において、同条第 3 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から」とあるのは「第 10 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から」と、前項中「第 10 条第 3 項」とあるのは「第 10 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第 14 条第 1 項の規定により基礎賦課額を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から、当該額に、第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定す

る割合を、同項第 2 号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定する割合を、同項第 3 号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定する割合を、それぞれ乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額して得た額

(2) 前号に掲げる額に 10 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

5 第 10 条第 3 項の規定は、前項第 2 号に掲げる乗じて得た額の決定について準用する。この場合において、同条第 3 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「第 14 条第 1 項の」とあるのは「第 14 条第 3 項において準用する同条第 1 項の」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から、」とあるのは「第 10 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から、」と、「第 14 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 14 条第 3 項において準用する同条第 1 項第 1 号」と、前項中「第 10 条第 3 項」とあるのは「第 10 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

附則第 3 条第 1 項の表第 6 条の 3 第 2 号エの項及び第 10 条の 6 の 2 第 2 号イの項中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の右に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加え、同表に次のように加える。

第 14 条の 3 第 1 項	第 10 条第	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基
-----------------	---------	-----------------------

	1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から	づき算定した額又は附則第 3 条第 4 項に規定する同条第 2 項の被保険者均等割額の額から、それぞれ
第 14 条の 3 第 3 項	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額又は附則第 3 条第 4 項に規定する同条第 2 項の被保険者均等割額の額から、それぞれ
	第 10 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から	第 10 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額又は附則第 3 条第 9 項に規定する同条第 7 項の被保険者均等割額の額から、それぞれ
第 14 条の 3 第 4 項第 1 号	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額から、	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき算定した額又は附則第 3 条第 4 項に規定する同条第 2 項の被保険者均等割額の額から、それぞれ
第 14 条の 3 第 6 項	第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基	づき算定した額又は附則第 3 条第 4 項に規定する同条第 2 項の被保

附 則

- この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 6 条の 3、第 10 条の 6 の 2、第 14 条の 3 及び附則第 3 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

広島市条例第14号
令和4年3月18日

広島市ふぐの処理に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市ふぐの処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ふぐの処理（業として行うものに限る。）に関し必要な規制を行うことにより、当該ふぐの処理に関する食中毒の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふぐの処理 ふぐを食用に供する目的で、その卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位のうち人の健康を害するおそれのあるもの（以下「有毒部位」という。）の除去をし、又はその塩蔵処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- (2) ふぐ処理業者 ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として第4条第1項の規定により市長の免許を受けたものをいう。

(3) ふぐ処理施設 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成12年広島県条例第11号。以下「県条例」という。）別表第3第2号に規定する営業について食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受け、かつ、同号イからハまでに掲げる要件を満たす施設をいう。

(4) ふぐ処理業者 ふぐ処理施設において、業として、ふぐ処理者又はその者の立会いの下に他の者にふぐの処理を行わせる者（自らふぐ処理者としてふぐの処理を行う者を含む。）をいう。

(ふぐの処理の制限)

第3条 ふぐ処理者以外の者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。

(免許)

第4条 ふぐ処理者の免許（第2号及び第18条第1項を除き、以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して市長が与える。

- (1) 市長が行うふぐ処理者試験（以下「ふぐ処理者試験」という。）に合格した者
- (2) 都道府県知事、保健所を設置する本市以外の市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）からふぐの処理に関する免許その他これに類するもの（以下「免許等」という。）を受けている者であって、ふぐ処理者試験に合格した者と同等以上のふぐの処理に関する知識、技術等を有すると市長が認めるもの

(3) 都道府県知事等が行うふぐの処理に関する試験に合格した者であって、ふぐ処理者試験に合格した者と同等以上のふぐの処理に関する知識、技術等を有すると市長が認めるもの

2 免許を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 免許は、ふぐ処理者名簿に登録することによって行う。

4 市長は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（第18条第2項を除き、以下「免許証」という。）を交付する。

5 ふぐ処理者は、第2項の規定により申請した事項のうち規則で定めるものに変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(ふぐ処理者試験)

第5条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識、技術等について行う。

2 市長は、ふぐ処理者試験を毎年1回以上行うものとする。ただし、都道府県知事等によりふぐ処理者試験と同等以上のふぐの処理に関する知識、技術等について行われる試験が実施され、業としてふぐの処理に従事しようとする者が当該試験を受験する機会が確保されると認められる年においては、ふぐ処理者試験を行わないことができる。

(受験資格)

第6条 ふぐ処理者試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者でなければ、受けることができない。

(不正受験者の処分)

第7条 ふぐ処理者試験に関して不正の行為があったときは、市長は、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

(絶対的欠格事由)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

- (1) 第13条の規定により免許の取消処分（次条第2号に該当するに至った者が第13条第2項の規定により受けたものを除く。）を受けた者のうち、当該取消処分を受けてから1年を経過しない者
- (2) 都道府県知事等から免許等を受けた者であって、当該免許等の取消処分（次条第2号に該当する場合に係るものと同等のものと同認められるものを除く。）を受けた者のうち、当該取消処分を受けてから1年を経過しない者

(相対的欠格事由)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えないことができる。

- (1) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- (2) 心身の障害により、ふぐの処理を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(免許証の書換え交付)

第10条 ふぐ処理者は、その免許証の記載事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該免許証の書換え交付を市長に申請しなければならない。

<p>(免許証の再交付)</p> <p>第11条 ふぐ処理者は、その免許証を破り、汚し、又は失ったときは、規則で定めるところにより、当該免許証の再交付を市長に申請することができる。</p> <p>2 免許証の再交付を受けたふぐ処理者は、失った免許証を発見したときは、速やかに当該免許証を市長に返納しなければならない。</p> <p>(免許証の返納)</p> <p>第12条 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理に従事しないこととしたときは、その免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ処理者は、次条の規定により免許を取り消されたときは、直ちにその免許証を市長に返納しなければならない。</p> <p>3 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡又は失踪の届出義務者は、遅滞なく、当該ふぐ処理者の免許証を市長に返納しなければならない。</p> <p>(免許の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により免許を受けたとき。</p> <p>(2) 第8条第2号に該当するとき。</p> <p>2 市長は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止することができる。</p> <p>(1) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 次条の規定に違反したとき。</p>	<p>4 ふぐ処理業者は、その登録証の記載事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該登録証の書換え交付を市長に申請しなければならない。</p> <p>5 ふぐ処理業者は、第1項の規定により申請した事項のうち規則で定めるものに変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 ふぐ処理業者は、その登録証を破り、汚し、又は失ったときは、規則で定めるところにより、当該登録証の再交付を市長に申請しなければならない。</p> <p>7 ふぐ処理業者は、登録証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>8 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設を営まないこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者、ふぐ処理業者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求め、又は本市の職員に、ふぐ処理施設、事業所等に立ち入り、不特定若しくは多数の者に対する授与の用に供し、若しくは営業上使用する食品、施設、帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>(3) その責めに帰すべき事由により、ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。</p> <p>(ふぐ処理者の遵守事項)</p> <p>第14条 ふぐ処理者は、ふぐ処理施設以外の場所で業としてふぐの処理に従事してはならない。</p> <p>2 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものを、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちにふぐの処理に供することとし、再凍結は行わないこと。</p> <p>(2) 有毒部位の除去は、的確に行うこと。</p> <p>(3) 除去した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生ずるおそれがない方法で確実に処分すること。</p> <p>(ふぐ処理施設の登録等)</p> <p>第15条 ふぐ処理施設を営もうとする者は、規則で定めるところにより、施設ごとに、市長に申請し、その登録を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る施設が県条例別表第3第2号イからハまでに掲げる要件を満たしていることを確認したときは、同項の登録をするものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の登録をしたときは、ふぐ処理施設登録証(以下「登録証」という。)を交付する。</p>	<p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる申請又は受験をしようとする者は、申請の際(第2号に掲げる受験にあつては、その申込みの際)、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定による免許の申請 1件につき3,700円</p> <p>(2) ふぐ処理者試験の受験 1件につき15,700円</p> <p>(3) 第10条の規定による免許証の書換え交付の申請 1件につき2,500円</p> <p>(4) 第11条第1項の規定による免許証の再交付の申請 1件につき2,900円</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(手数料の免除等)</p> <p>第18条 第4条第1項第2号に該当する者のうち広島県知事、呉市長又は福山市長からふぐの処理に関する免許を受けているものが行う前条第1項第1号に掲げる申請については、同項(同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、手数料の納付を要しない。</p> <p>2 第4条第1項第2号に該当する者のうち広島県知事、呉市長又は福山市長から交付されたふぐの処理に関する免許証の書換え交付を受けているものによる当該書換え交付に係る申請事項についての前条第1項第3号に掲げる申請については、同項(同号に係る部分に限る。)の規定に</p>

かわならず、手数料の納付を要しない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任規定)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により免許を受けた者

第21条 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(ふぐの処理に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第

23号)別表第17第1号へに規定する知識及び技術等を有すると市長が認めている者(以下「既存ふぐ処理者」という。)は、令和6年3月31日(同日までに第4条第2項又は次項の規定による申請について免許の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日)までの間は、第3条本文の規定にかかわらず、引き続き業としてふぐの処理に従事することができる。

(既存ふぐ処理者に係る免許の特例)

3 市長は、令和6年3月31日までの間に既存ふぐ処理者から免許の申請があったときは、第4条第1項の規定にかかわらず、当該既存ふぐ処理者に対して免許を与えることができる。

(ふぐ処理者試験の受験資格の特例)

4 第6条の規定の適用については、当分の間、旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者及びこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第57条に規定する者とみなす。

(既存ふぐ処理施設に係る経過措置)

5 この条例の施行の際現に業としてふぐの処理を行っている施設であつて規則で定めるもの(以下「既存ふぐ処理施設」という。)のうち、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者が行っている当該営業に係るものは、当該営業に係る許可の有効期間

の満了の日までの間は、ふぐ処理施設とみなす。

6 既存ふぐ処理施設のうち、食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例(令和2年広島県条例第49号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同条例による廃止前の食品衛生に関する条例(昭和26年広島県条例第49号)第3条の認定を受けている者が行っている営業に係るものは、当該認定の有効期間が満了する日又は令和6年5月31日のいずれか早い日までの間は、ふぐ処理施設とみなす。

7 既存ふぐ処理施設を営む者は、当該既存ふぐ処理施設が前2項の規定によりふぐ処理施設とみなされるものであることを証する書面として市長が認めるものを当該既存ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

8 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年広島市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表広島市精神障害者通院医療費補助条例(平成8年広島市条例第24号)の項の次に次のように加える。

広島市ふぐの処理に関する条例(令和4年広島市条例第18号)	第4条第4項及び第15条第3項	第4条
-------------------------------	-----------------	-----

広島市条例第15号

令和4年3月18日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)」を削り、同号ク中「このク」を「この号」に改め、同号に次のように加える。

ケ 犯罪等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第1項に規定する犯罪等をいう。)により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等(同条第2項に規定する犯罪被害者等をいい、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を除く。)として市長が認める者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第 16 号
令和 4 年 3 月 18 日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 広島市公園条例（昭和 39 年広島市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項中「ロッカーに限る。）」の右に「中央公園バス駐車場」を加える。

第 9 条の 2 第 2 項中「前納（」の右に「中央公園バス駐車場及び」を加える。

別表第 2 中

中央公園ファミリープール	ロッカー		1 個 1 回につき	100 円
附属設備	拡声装置		1 日につき	2,680 円

を

中央公			1 個 1	
-----	--	--	-------	--

園ファミリープール	ロッカー		回につき	100 円
附属設備	拡声装置		1 日につき	2,680 円
中央公園バス駐車場	大型自動車、 中型自動車及び 準中型自動車		1 台 1 回につき	2,000 円

に改める。

第 2 条 広島市公園条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項中「中央公園バス駐車場」の右に「中央公園広島城三の丸駐車場」を加える。

第 9 条の 2 第 2 項中「中央公園バス駐車場」の右に「中央公園広島城三の丸駐車場」を加え、同条第 6 項中「又は旧広島市民球場跡地イベント広場」を「旧広島市民球場跡地イベント広場又は広島城区域」に改め、「旧広島市民球場跡地イベント広場」の右に「又は広島城区域」を加え、同条第 7 項中「旧広島市民球場跡地イベント広場」の右に「若しくは広島城区域」を加える。

第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに第 16 条の 3 第 3 項中「旧広

島市民球場跡地イベント広場」の右に「又は広島城区域」を加える。

第 16 条の 6 第 2 号中「旧広島市民球場跡地イベント広場」の右に「若しくは広島城区域」を加える。

別表第 2 中央公園バス駐車場の項の次に次のように加える。

中央公園広島城三の丸駐車場	普通自動車	1 台につき 30 分までごとに	210 円
---------------	-------	------------------	-------

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して 3 年 1 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 1 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和 2 年広島市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中広島市公園条例第 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 6 条の 3 を次のように改める。

（中央公園の効用の十分な発揮等を図る区域）

第 6 条の 3 市長は、中央公園のうち、その効用を十分に発揮させ、利用者の利便の向上を図るため、次に掲げる区域を告示して定めるものとする。

- (1) 旧広島市民球場の跡地及び当該跡地の周辺の区域
- (2) 広島城及びその周辺の区域

2 前項第 1 号に掲げる区域に存する部分は、旧広島市民球場跡地イ

イベント広場とする。

3 第 1 項第 2 号に掲げる区域に存する部分は、広島城区域とする。第 1 条のうち広島市公園条例第 11 条の改正規定中「同条第 3 項」を「同条第 3 項、」に改め、「若しくは第 3 項」の右に「若しくは」を加える。

第 1 条中広島市公園条例第 17 条の改正規定を削る。

附則第 2 項中「第 6 条の 3」を「第 6 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）」に、「同条」を「同項」に改める。

3 前項の規定による改正前の広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定により定めた区域は、前項の規定による改正後の広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定により定めた区域とみなす。

広島市条例第17号
令和4年3月18日

広島市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公民館条例の一部を改正する条例

広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2ホールの項中「広島市五日市公民館」の右に「（ホール1に限る。）」を加え、「及び広島市瀬野公民館」を「、広島市瀬野公民館及び広島市五日市公民館（ホール2に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

を加える。

第15条第1項中「団員」を「基本団員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

(1) 年報酬

ア 基本団員

区 分	支 給 額
団 長	82,500 円
副 団 長	69,000
分 団 長	50,500
副 分 団 長	45,500
部 長	38,500
班 長	37,000
団 員	36,500

イ 機能別団員

区 分	支 給 額
団 員	12,000円

(2) 出務報酬

区 分	支 給 額
2時間未満の出務	2,700 円

2時間以上5時間未満の出務	4,000
5時間以上の出務	8,000

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に出勤し、引き続いて同日以後も職務に従事する場合に係る出務報酬については、なお従前の例による。
- 広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤の者」の右に「（広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年広島市条例第29号）第2条の2第2号に規定する機能別団員を除く。以下「非常勤消防団員」という。）」を加える。

第2条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改める。

広島市条例第18号
令和4年3月18日

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団員（）」の右に「別表を除き、」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

（団員の区分）

第2条の2 団員は、次のように区分する。

- 基本団員（次号に規定する機能別団員以外の団員をいう。以下同じ。）
- 機能別団員（市長が別に定める範囲内において消防事務に従事する団員をいう。以下同じ。）

第13条第1項中「場合」の右に「（市長が別に定める場合を除く。）」

<p style="text-align: center;">広島市条例第 19 号 令和 4 年 3 月 18 日</p> <p>広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松井 一 實</p> <p style="text-align: center;">広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年広島市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 条第 2 項ただし書を削る。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（失職及び資格決定）</p> <p>第 4 条 委員は、被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。</p> <p>2 委員が被選挙権を有する者であるかどうかは、管理会がこれを決定する。この場合においては、出席委員の 3 分の 2 以上の多数によりこれを決定しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該委員は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格について弁明することはできるが、決定に加わることはできない。</p> <p style="text-align: center;">（会長）</p> <p>第 5 条 管理会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、及び管理会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">（招集）</p> <p>第 6 条 管理会は、会長が招集する。</p> <p>2 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第 7 条 管理会は、4 人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することがで</p>
<p style="text-align: center;">広島市条例第 20 号 令和 4 年 3 月 18 日</p> <p>高南財産区管理会条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松井 一 實</p> <p style="text-align: center;">高南財産区管理会条例 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 296 条の 2 第 1 項、第 296 条の 3 第 1 項及び第 296 条の 4 第 1 項の規定に基づき、高南財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（設置及び組織）</p> <p>第 2 条 高南財産区に高南財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。</p> <p>2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7 人をもって組織する。</p> <p style="text-align: center;">（委員の選任）</p> <p>第 3 条 委員は、高南財産区の区域内に引き続き 3 か月以上住所を有する者で市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから、市長が選任する。</p>	<p>きない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>3 管理会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">（管理会の同意を要する事項）</p> <p>第 8 条 高南財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財産又は公の施設の全部又は一部を処分し、又は廃止すること。</p> <p>(2) 財産の価値又は公の施設の利用価値を減少する処分をすること。</p> <p>(3) 財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更する処分をすること。</p> <p>(4) 財産又は公の施設の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は変更をすること。</p> <p>(5) 植林、伐採、間伐その他管理上重要と認められる行為をすること。</p> <p>(6) 財産又は公の施設の管理計画を定め、又は変更をすること。</p> <p>(7) 使用料、加入金又は分担金に関すること。</p> <p>(8) 予定価格 10 万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を締結すること。</p> <p>(9) 毎年度の高南財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。</p> <p>(10) この条例の改廃に関すること。</p> <p style="text-align: center;">（雑則）</p> <p>第 9 条 この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営については、市の議会の議事運営の例による。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(費用弁償)

第3条 委員が公務により高南財産区の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、別表のとおりとする。ただし、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例の規定による弁償をした場合には不当に旅行の実費を超えて弁償することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の費用について、費用の全部又は一部を弁償しないことができる。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の方法については、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第21号

令和4年3月18日

高南財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

高南財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 高南財産区管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 委員に支給する報酬（以下「報酬」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 会長 年額4,500円

(2) 委員 年額3,000円

2 会長又は委員が、年の中途において、新たにその職に就いた場合又は離れた場合における報酬は、月割計算によるものとする。この場合において、その報酬は、いかなるときにおいても重複して支給しない。

3 報酬は、市長が定める日に支給する。

別表（第3条関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額
鉄 道 賃	普通旅客運賃、急行料金及び座席指定料金。ただし、急行料金は、急行料金を徴する線路による旅行の場合において、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの又は普通急行列車若しくは準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当するときに限り支給し、座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当するときに限り支給する。
船 賃	普通旅客運賃
日 当	1日につき2,200円
宿 泊 料	1夜につき10,900円
食 卓 料	1夜につき2,200円
車 賃	実費

広島市条例第22号
令和4年3月18日

小河内財産区管理会条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

小河内財産区管理会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の第2第1項、第296条の3第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、小河内財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 小河内財産区に小河内財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

(委員の選任)

第3条 委員は、小河内財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから、市長が選任する。

(失職及び資格決定)

第4条 委員は、被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。

2 委員が被選挙権を有する者であるかどうかは、管理会がこれを決定する。この場合においては、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

3 前項の場合において、当該委員は、第7条第2項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格について弁明することはできるが、決定に加わることはできない。

(会長)

第5条 管理会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、及び管理会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 管理会は、会長が招集する。

2 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第7条 管理会は、4人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件については、その議事に参与することがで

きない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 管理会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(管理会の同意を要する事項)

第8条 小河内財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。

- (1) 財産又は公の施設の全部又は一部を処分し、又は廃止すること。
- (2) 財産の価値又は公の施設の利用価値を減少する処分をすること。
- (3) 財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更する処分をすること。
- (4) 財産又は公の施設の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は変更をすること。
- (5) 植林、伐採、間伐その他管理上重要と認められる行為をすること。
- (6) 財産又は公の施設の管理計画を定め、又は変更をすること。
- (7) 使用料、加入金又は分担金に関すること。
- (8) 予定価格10万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を締結すること。
- (9) 毎年度の小河内財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。
- (10) この条例の改廃に関すること。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営については、市の議会の議事運営の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第 23 号
令和4年3月 18 日

小河内財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

小河内財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 小河内財産区管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 委員に支給する報酬（以下「報酬」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会長 年額9,000円
- (2) 委員 年額6,000円

2 会長又は委員が、年の中途において、新たにその職に就いた場合又は離れた場合における報酬は、月割計算によるものとする。この場合において、その報酬は、いかなるときにおいても重複して支給しない。

3 報酬は、市長が定める日に支給する。

(費用弁償)

第3条 委員が公務により小河内財産区の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、別表のとおりとする。ただし、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他のこの条例の規定による弁償をした場合には不当に旅行の実費を超えて弁償することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の費用について、費用の全部又は一部を弁償しないことができる。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の方法については、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額
鉄 道 賃	普通旅客運賃、急行料金及び座席指定料金。ただし、急行料金は、急行料金を徴する線路による旅行の場合において、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの又は普通急行列車若しくは準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当するときに限り支給し、座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当するときに限り支給する。
船 賃	普通旅客運賃
日 当	1日につき2,200円
宿 泊 料	1夜につき10,900円
食 卓 料	1夜につき2,200円
車 賃	実費

広島市条例第 24 号
令和4年3月 18 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例（令和3年広島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）第7条第1項第2号の改正規定中「同項第2号」を「同項第3号」に改め、第2号を第3号とする。

第3条のうち、広島市児童福祉施設設備基準等条例第7条第1項第3号を削る改正規定及び同条第4項の改正規定中「第7条第1項第3号を削り、同条第4項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 25 号
令和 4 年 3 月 18 日

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（令和 3 年広島市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年広島市条例第 33 号）第 8 条第 1 項の改正規定中「、同項第 2 号を削り」及び「、同号を同項第 2 号とし」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 27 号
令和 4 年 3 月 31 日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和 29 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

附則第 11 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 16 項本文」を「附則第 15 条第 15 項本文」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 1

広島市条例第 26 号
令和 4 年 3 月 18 日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和 34 年広島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 6 中「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 10 条の 6 の 6 中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 14 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改め、同条第 4 項中「63 万円」を「65 万円」に改める。

附則第 3 条第 6 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 11 項中「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条の 6、第 10 条の 6 の 6、第 14 条及び附則第 3 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

5 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項を第 17 項とし、第 19 項を第 18 項とする。

附則第 11 条の 3 第 1 1 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 13 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 15 項及び第 16 項中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第18条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附則第19条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
3 改正後の広島市市税条例(以下「新条例」という。)附則第11条の3第11項の規定並びに同条第15項及び第16項の規定(同条第11項の申告書に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われる同項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失

防止改修等専有部分に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第11条の3第13項の規定並びに同条第15項及び第16項の規定(同条第13項の申告書に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われる新法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第18条の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

広島市規則第8号

令和4年3月X日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年広島市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第9号

令和4年3月X日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則(昭和62年広島市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1試験設備の項中

Table with 3 columns: Equipment Name, Unit, and Price. Row 1: 摩耗試験機 | 1時間につき | 200円. Row 2: 摩耗試験機 | 1時間につき | 200円. Row 3: 高温摩耗試験機 | 1時間につき | 710円.

「650円」を「730円」に改める。

別表第2金属又は非金属等関係の項中「1試料(1視野)の右に「(マッピング分析にあつては、1視野1元素)」を加え、「1視野増すごとに」を「マッピング分析にあつては、1元素増すごとに」に改め、同表塗料又は皮膜関係の項中「840円」を「940円」に改め、

Table with 3 columns: Equipment Name, Unit, and Price. Row 1: 耐湿性試験(不連続結露法) | 1件1時間につき | 390円.

耐湿潤冷熱繰返し性試験	1 件 1 時間に つき	390 円	を
-------------	-----------------	-------	---

削り、

耐中性塩水噴霧性試験	1 件 1 時間に つき	200 円	を
中性塩水噴霧試験	1 件 1 時間に つき	200 円	

塩水噴霧試験	1 件 1 時間に つき	200 円	に
--------	-----------------	-------	---

改める。

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第 2 金属又は非金属等関係の項の改正規定及び同表塗料又は皮膜関係の項の改正規定（「840 円」を「940 円」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 別表第 1 試験設備の項の改正規定（「650 円」を「730 円」に改める部分を除く。） 令和 4 年 3 月 7 日
 - (3) 別表第 1 試験設備の項の改正規定（「650 円」を「730 円」に改める部分に限る。）及び別表第 2 塗料又は皮膜関係の項の改正規定

（「840 円」を「940 円」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 令和 4 年 3 月 14 日

- 2 この規則（前項第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の別表第 2 塗料又は皮膜関係の項の規定は、令和 4 年 3 月 14 日以後の依頼に係る試験又は検査に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

広島市規則第 10 号

令和 4 年 3 月 ~~4~~ 日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和 34 年広島市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第 11 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則

広島国際会議場条例施行規則（平成元年広島市規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

別表備考の 1 中「又は会議運営事務室ロビー」を「会議運営事務室ロビー又は展示室」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第12号

令和4年3月23日

広島城三の丸歴史館条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島城三の丸歴史館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島城三の丸歴史館条例（令和4年広島市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島城三の丸歴史館（以下「歴史館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することができる。

(1) 休館日

年中無休とする。ただし、展示室にあっては、12月30日及び同月31日とする。

(2) 開館時間

ア 3月1日から7月31日まで及び9月1日から11月30日まで
午前9時から午後6時まで

イ 8月1日から同月31日まで 午前9時から午後7時まで

ウ 12月1日から翌年2月末日まで 午前9時から午後5時まで

第6条 出品又は寄託を受けた資料の返還は、第4条第2項の証書と引換えに行う。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第7条 条例第14条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(観覧券の交付等)

第8条 条例第17条第1項の規定により歴史館に展示している資料の観覧に係る料金を支払った者に対しては、所定の観覧券を交付する。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、優待観覧券又は招待券を発行することができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合における読替え)

第9条 条例第13条第1項の規定により歴史館の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条及び前条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

広島市規則第13号

令和4年3月23日

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市運動場条例施行規則（平成13年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表庭球場の項中「及び広島市戸坂庭球場」を「、広島市戸坂庭球場及び広島市新宮苑庭球場（夜間照明設備を有する部分に限る。）」に改め、「広島市新宮苑庭球場」の右に「（夜間照明設備を有する部分を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 条例第13条第1項の規定により歴史館の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(使用許可の手續)

第3条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用許可の申請は、その申請に係る使用日から1年前（条例第1条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1か月前）のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第4条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(資料の出品、寄託及び寄贈の手續)

第4条 歴史館に近世の広島歴史及び文化並びに広島城の歴史に関する実物、文献、写真等の資料（以下「資料」という。）を出品し、寄託し、又は寄贈しようとする者は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

2 出品又は寄託の資料を受け取ったときは、所定の証書を交付する。

(出品、寄託又は寄贈を受けた資料の取扱い)

第5条 出品、寄託又は寄贈を受けた資料については、参考となる事項を記載した説明書を添付して展示するものとする。

(出品又は寄託を受けた資料の返還)

広島市規則第 14 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島市勤労青少年ホーム条例施行規則及び広島市勤労青少年ホーム運営委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市勤労青少年ホーム条例施行規則及び広島市勤労青少年ホーム運営委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 広島市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和 46 年広島市規則第 46 号）
- (2) 広島市勤労青少年ホーム運営委員会規則（昭和 46 年広島市規則第 33 号）

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

の項中「62人」を「30人」に改め、同表狩留家保育園の項中「56人」を「36人」に改め、同表狩小川保育園の項中「65人」を「50人」に改め、同表深川保育園の項中「113人」を「107人」に改め、同表真亀保育園の項中「187人」を「167人」に改め、同表落合保育園の項中「180人」を「159人」に改め、同表いずみ保育園の項中「62人」を「52人」に改め、同表久地保育園の項中「45人」を「38人」に改め、同表畑賀保育園の項中「107人」を「84人」に改め、同表船越西部保育園の項中「45人」を「38人」に改め、同表船越南部保育園の項中「107人」を「94人」に改め、同表矢野東保育園の項中「95人」を「69人」に改め、同表矢野西保育園の項中「135人」を「111人」に改め、同表湯来南保育園の項中「62人」を「54人」に改め、同表石内保育園の項中「98人」を「93人」に改め、同表河内保育園の項中「164人」を「128人」に改め、同表利松保育園の項中「140人」を「130人」に改め、同表八幡保育園の項中「191人」を「167人」に改め、同表千同保育園の項中「134人」を「125人」に改め、同表坪井保育園の項中「179人」を「169人」に改め、同表鈴峰園保育園の項中「166人」を「162人」に改め、同表五日市中央北保育園の項中「134人」を「126人」に改め、同表美の里保育園の項中「104人」を「100人」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 15 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島市阿戸認定こども園条例施行規則及び広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市阿戸認定こども園条例施行規則及び広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

（広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部改正）

第 1 条 広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成 27 年広島市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「78人」を「73人」に改める。

（広島市保育園条例施行規則の一部改正）

第 2 条 広島市保育園条例施行規則（昭和 23 年 10 月 4 日広島市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表舟入保育園の項中「145人」を「138人」に改め、同表仁保新町保育園の項中「125人」を「119人」に改め、同表仁保保育園の項中「96人」を「90人」に改め、同表似島保育園の項中「26人」を「20人」に改め、同表古田保育園の項中「110人」を「107人」に改め、同表草津保育園の項中「195人」を「187人」に改め、同表みゆき保育園の項中「257人」を「244人」に改め、同表高南保育園の項中「26人」を「20人」に改め、同表三田保育園

広島市規則第 16 号

令和 4 年 3 月 23 日

児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和 62 年広島市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

別表第 1 中備考の 5 及び備考の 6 を削り、備考の 7 を備考の 5 とし、備考の 8 から備考の 10 までを備考の 6 から備考の 8 までとする。

別表第 2 の備考の 2 の(4)を削り、同表の備考の 5 中「備考の 7」を「備考の 5」に、「備考の 10」を「備考の 8」に改める。

別表第 3 の備考中「備考の 6」を「備考の 3」に改め、「（備考の 4 を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後の児童福祉施設への入所その他の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の児童福祉施設への入所その他の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

広島市規則第17号

令和4年3月23日

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

広島市環境影響評価条例施行規則（平成11年広島市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表の(7)の表備考の2第1号中「干潟、^{がた}藻場、自然海浜（」を削り、「第12条の7各号」を「第12条の13各号のいずれか」に改め、「をいう。）等」を削る。

附 則

この規則は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）の施行の日から施行する。

広島市規則第18号

令和4年3月23日

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島市立看護専門学校学則（平成5年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「実習」の右に「（^{がた}臨地実習を含む。）」を加え、同条第3号を削る。

第15条第2項中「3分の2」の右に「（^{がた}臨地実習にあつては、5分の4）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

授 業 科 目		単位数	時間数
科学的 思考の 基盤	論理学	1	15
	情報科学	2	30
基礎分 野	倫理学	1	30
	心理学	1	30
	教育学	1	30
	人間と 生活・ 社会学	1	30

社会の 理解	コミュニケーション論	1	15		
	人間関係論	2	30		
	スポーツ理論	2	30		
	英会話	2	30		
小 計		14	270		
専門基 礎分野	人体の 構造と 機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30	
		解剖生理学Ⅴ	1	30	
	生理	生化学	1	30	
	疾病の 成り立 ちと回 復の促 進	栄養学	1	15	
	薬理学	1	15		
	臨床薬理学	1	15		
	病理学	1	30		
	微生物学	1	15		
	健康支 援と社	診断 治療 学	診断治療学Ⅰ	1	30
			診断治療学Ⅱ	1	30
			診断治療学Ⅲ	1	30
			診断治療学Ⅳ	1	30
診断治療学Ⅴ			1	30	
公衆衛生学	1	15			
社会福祉	1	30			

会保障 制度	関係法規	1	30		
	保健医療論	1	15		
	医療安全論	2	30		
小 計		22	540		
基礎看 護学	総論	基礎看護学総論Ⅰ	1	30	
		基礎看護学総論Ⅱ	1	30	
	方法 論	基礎看護方法論Ⅰ-1	1	30	
		基礎看護方法論Ⅰ-2	1	30	
		基礎看護方法論Ⅰ-3	1	30	
		基礎看護方法論Ⅰ-4	1	30	
		基礎看護方法論Ⅰ-5	1	30	
		基礎看護方法論Ⅰ-6	1	30	
		基礎看護方法論Ⅱ	1	30	
		基礎看護方法論Ⅲ	1	30	
		基礎看護方法論Ⅳ	1	30	
		地域・ 在宅看 護論	総論	地域・在宅看護総論Ⅰ	1
	地域・在宅看護総論Ⅱ			1	15
方法 論	地域・在宅看護総論Ⅲ		1	15	
	地域・在宅看護総論Ⅳ		1	30	
地域・ 在宅看 護論	地域・在宅看護総論Ⅴ	1	15		
	地域・在宅看護総論Ⅵ	1	30		
成人看護学	総論	成人看護総論	1	30	
	成人看護方法論Ⅰ	1	30		

専門分野	成人看護学	方法論	成人看護方法論Ⅱ	1	30	<p>3 この規則の施行の際現に第一看護学科に在籍する者で、令和 3 年度以前に入学し、転入学し、又は編入学したものに係る教育の内容については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 令和 4 年度以後に第一看護学科に転入学し、又は編入学する者に係る教育の内容については、当該者の属する学年の在学者に係る教育の内容と同様とする。</p>	
			成人看護方法論Ⅲ	1	30		
			成人看護方法論Ⅳ	1	30		
			成人看護方法論Ⅴ	1	15		
	老年看護学	方法論	総論	老年看護総論	1		30
			方法論	老年看護方法論Ⅰ	1		15
				老年看護方法論Ⅱ	1		30
				老年看護方法論Ⅲ	1		30
	小児看護学	方法論	総論	小児看護総論	1		30
			方法論	小児看護方法論Ⅰ	1		15
				小児看護方法論Ⅱ	1		30
				小児看護方法論Ⅲ	1		30
	母性看護学	方法論	総論	母性看護総論	1		30
			方法論	母性看護方法論Ⅰ	1		15
				母性看護方法論Ⅱ	1		30
				母性看護方法論Ⅲ	1		30
	精神看護学	方法論	総論	精神看護総論	1		30
			方法論	精神看護方法論Ⅰ	1		30
				精神看護方法論Ⅱ	1		15
				精神看護方法論Ⅲ	1		30
看護の統合と実践	方法論	総論	統合看護総論Ⅰ	1	30		
		統合看護総論Ⅱ	1	30			
		統合看護方法論Ⅰ	1	30			
臨地実習	方法論	統合看護方法論Ⅱ	1	30	<p>広島市規則第 19 号 令和 4 年 3 月 23 日 広島市ふぐの処理に関する条例施行規則をここに公布する。</p> <p>広島市長 松井 一 寛</p> <p>広島市ふぐの処理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、広島市ふぐの処理に関する条例（令和 4 年広島市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第 4 条第 2 項の規定による申請)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による申請は、所定の申請書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める書類</p> <p>ア 条例第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者 第 7 条の合格証書</p> <p>イ 条例第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者 同号に規定する都道府県知事等（以下「都道府県知事等」という。）から同号に規定する免許等を受けていることを証する書類の写し</p> <p>ウ 条例第 4 条第 1 項第 3 号に該当する者 都道府県知事等が行うふぐの処理に関する試験に合格したことを証する書類</p> <p>(2) 住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 31</p>		
		基礎看護学実習Ⅰ	2	90			
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	45			
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45			
		地域・在宅看護論実習Ⅲ	1	45			
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90			
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90			
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90			
		成人・老年看護学実習Ⅳ	2	90			
		小児看護学実習	2	90			
		母性看護学実習	2	90			
		精神看護学実習	2	90			
		統合看護実習	2	90			
		小計	66	2,190			
合計	102	3,000					
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 6 条の 2 及び第 15 条第 2 項の規定は、令和 4 年度以後に広島市立看護専門学校の第一看護学科（以下「第一看護学科」という。）に入学する者及び令和 5 年度以後に広島市立看護専門学校の第二看護学科に入学する者について適用する。</p>							

<p>9号) 第19条の3に規定する中長期在留者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)</p> <p>(3) 麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないか又は視覚若しくは精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (申請事項の変更の届出)</p> <p>第3条 条例第4条第5項に規定する規則で定める事項は、ふぐ処理者の氏名及び住所とする。</p> <p>2 条例第4条第5項の規定による届出は、所定の届出書に変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。 (ふぐ処理者試験の科目)</p> <p>第4条 条例第4条第1項第1号に規定するふぐ処理者試験(以下「ふぐ処理者試験」という。)は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める科目について行う。</p> <p>(1) 学科試験 水産食品の衛生に関する知識及びふぐに関する一般知識 (2) 実技試験 ふぐの処理に関する技術 (ふぐ処理者試験の公告)</p> <p>第5条 市長は、条例第5条の規定によりふぐ処理者試験を行おうとするときは、当該ふぐ処理者試験の日時、場所、受験願書の提出期日その他試験の実施に関し必要な事項を公告するものとする。 (受験の手続等)</p> <p>第6条 ふぐ処理者試験を受験しようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。 (免許証の書換え交付)</p> <p>第11条 条例第10条の規定による申請は、所定の申請書に条例第4条第4項に規定する免許証(以下「免許証」という。)を添付してしなければならない。 (免許証の再交付)</p> <p>第12条 条例第11条第1項の規定による申請は、所定の申請書によりしなければならない。 2 免許証を破り、又は汚したふぐ処理者が行う条例第11条第1項の規定による申請は、前項の申請書に当該免許証を添付してしなければならない。 (免許証の返納)</p> <p>第13条 条例第11条第2項又は第12条の規定による免許証の返納は、当該免許証に次に掲げる事項を記載した書面を添付してしなければならない。 (1) 免許年月日 (2) 免許番号 (3) ふぐ処理者の氏名 (4) 返納の理由が生じた日及び当該理由 (5) その他市長が必要と認める事項 (ふぐ処理施設の登録等)</p> <p>第14条 条例第15条第1項の規定による申請は、所定の申請書にふぐ</p>
<p>(1) 写真(出願前6か月以内に撮影した正面、無帽、上半身の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したもの)</p> <p>(2) 条例第6条に規定する受験資格を有することを証する書類</p> <p>2 市長は、受験願書を提出した者が条例第6条の受験資格を有すると認めるときは、受験票を交付するものとする。 (合格証書)</p> <p>第7条 市長は、ふぐ処理者試験に合格した者に対し合格証書を交付するものとする。 (試験委員)</p> <p>第8条 市長は、ふぐ処理者試験の実施に関する事務を行わせるため、広島市ふぐ処理者試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。 2 試験委員は、ふぐの処理に関する知識、技術等を有する者並びに関係行政機関及び市の職員のうちから、ふぐ処理者試験の施行ごとに、市長が任命する。 (ふぐの処理を適正に行うことができない者)</p> <p>第9条 条例第9条第2号に規定する規則で定める者は、視覚又は精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (障害を補う手段等の考慮)</p> <p>第10条 市長は、ふぐ処理者の免許の申請をした者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該</p>	<p>処理施設においてふぐの処理に従事するふぐ処理者の免許証の写しを添付してしなければならない。</p> <p>2 条例第15条第4項の規定による申請は、所定の申請書に同条第3項に規定する登録証(以下「登録証」という。)を添付してしなければならない。</p> <p>3 条例第15条第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) ふぐの処理の内容 (2) ふぐ処理者の氏名 (3) ふぐ処理業者の氏名又は名称 (4) ふぐ処理業者の住所又は所在地 (5) ふぐ処理施設の名称、屋号又は商号 (6) 営業許可の種類 (7) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 条例第15条第5項の規定による届出は、所定の届出書によりしなければならない。この場合において、当該届出がふぐ処理者の変更に係るものであるときは、変更後のふぐ処理者の免許証の写しを添付しなければならない。</p> <p>5 条例第15条第6項の規定による申請は、所定の申請書によりしなければならない。</p> <p>6 登録証を破り、又は汚したふぐ処理業者が行う条例第15条第6項の規定による申請は、前項の申請書に当該登録証を添付してしなければならない。</p>

7 条例第 1 5 条第 8 項の規定による届出は、所定の届出書に登録証を添付してしなければならない。

(本市の職員等)

第 1 5 条 条例第 1 6 条第 1 項の本市の職員は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 3 0 条第 1 項に規定する食品衛生監視員とする。

2 条例第 1 6 条第 2 項の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成 2 1 年内閣府令第 7 号）第 3 条第 2 項に規定する食品衛生監視員の証票とする。

(委任規定)

第 1 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(条例附則第 3 項の規定による申請)

2 条例附則第 3 項の規定による申請は、当該申請をする者が条例附則第 2 項に規定する既存ふぐ処理者であることを証する書面を添付してしなければならない。

(条例附則第 5 項に規定する規則で定める施設)

3 条例附則第 5 項に規定する規則で定める施設は、条例の施行の際現に業としてふぐの処理を行っている施設について、市長の定めるところにより届け出たものとする。

広島市規則第 21 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島市公園条例施行規則（昭和 3 9 年広島市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「又は供用時間」を「、供用時間その他供用に関する事項（同表の備考の 2 に規定する入場時間及び出場時間に限る。）」に改め、同条第 2 項中「供用時間」の右に「若しくは入場時間若しくは出場時間」を加える。

第 9 条第 2 項中「ときに、」を「時に、中央公園バス駐車場又は」に、「支払ったとき」を「支払った時」に改める。

別表第 1 中央公園ファミリープールの項の次に次のように加える。

中央公園バス駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	午前零時から午後 1 2 時まで
-----------	-------------------------	------------------

別表第 1 中備考の 3 を備考の 4 とし、備考の 2 を備考の 3 とし、備考の 1 の次に次のように加える。

2 中央公園バス駐車場における自動車の入場時間及び出場時間は、午前 6 時から午後 1 0 時までとする。

広島市規則第 20 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和 5 5 年広島市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表第 8 7 号及び第 8 8 号」を「条例別表第 8 5 号及び第 8 6 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 広島市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

中央公園バス駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	午前零時から午後 1 2 時まで
-----------	-------------------------	------------------

を

「

中央公園バス駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	午前零時から午後 1 2 時まで
中央公園広島城三の丸駐車場		

」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は広島市公園条例の一部を改正する条例（令和 4 年広島市条例第 16 号）の施行の日から施行する。

広島市規則第22号

令和4年3月30日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和55年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（法第31条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第18号中「（児童虐待防止法第16条第1項の規定により適用する場合を含む。）」を削り、「児童虐待防止法第11条第5項（児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。）」を「第5項」に、「保護者等」を「保護者」に、「児童等」を「児童」に改め、同条第19号中「（児童虐待防止法第16条第1項の規定により適用する場合を含む。）並びに児童虐待防止法第13条第2項及び第3項（これらの規定を児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。）」を「から第3項まで」に、「保護者等」を「保護者」に改め、同条第20号中「（児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。）」を削り、「児童等」を「児童」に、「保護者等」を「保護者」に改め、同条第21号中「（児童虐待防止法第16

条第2項の規定により適用する場合を含む。）」を削る。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第23号

令和4年3月30日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第23号の次に次の1号を加える。

(2)の2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第1条の4の規定による役員の変更の届出の受理に関すること。

イ 第14条の4の規定による役員の変更の届出の受理に関すること。

第1条第1項第24号を次のように改める。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年広島県規則第48号）第6条の4の規定による保管設備の変更の届出書の受理に関すること。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第24号

令和4年3月30日

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で

定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則（平成14年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地方税共同機構

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<p style="text-align: center;">広島市規則第 25 号 令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松 井 一 實</p> <p style="text-align: center;">職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 58 年広島市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 3 条の見出し中「常勤の嘱託員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「退職の日におけるその者の給料月額」を「給料の月額」に改める。</p> <p>第 6 条の 7 の見出し中「常勤の嘱託員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「退職の日におけるその者の給料月額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">広島市規則第 27 号 令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>広島市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松 井 一 實</p> <p style="text-align: center;">広島市財産規則の一部を改正する規則</p> <p>広島市財産規則（昭和 56 年広島市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 25 条第 3 項中「第 47 条の 7 第 2 項」を「第 47 条の 17 第 2 項」に改める。</p> <p>第 33 条第 1 項中「第 7 号の事業用定期借地権を設定するとき」を「第 8 号」に改め、同項第 7 号中「第 22 条による定期借地権」を「第 22 条第 1 項の規定により借地権」に、「第 23 条による事業用定期借地権を設定するとき」は 50 年、同法第 24 条による建物譲渡特約付借地権」を「第 24 条第 1 項の規定により借地権」に改め、同項に次の 1 号を加える。</p> <p>(8) 借地借家法第 23 条第 1 項の規定により借地権を設定するときは 50 年、同条第 2 項の規定により借地権を設定するときは 30 年</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則中第 25 条第 3 項の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、その他の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 35 条の規定の施行の日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">広島市規則第 26 号 令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松 井 一 實</p> <p style="text-align: center;">失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>失業者の退職手当支給規則（昭和 29 年広島市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の 1 項を加える。</p> <p>4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第 1 条の 4 に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第 1 条の 2 及び第 19 条の規定の適用については、第 1 条の 2 第 1 項中「次に掲げる者」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 1 条の 4 の規定により読み替えられた同規則第 36 条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」と、第 19 条中「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第 4 項の規定は、令和 2 年 5 月 1 日以降に退職した者について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">広島市規則第 28 号 令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松 井 一 實</p> <p style="text-align: center;">広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年広島市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 14 条の 3 第 4 項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、当該大型ごみ収集運搬手数料について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による納付の委託があつた場合は、納付券を交付しない。</p> <p>第 14 条の 3 第 5 項中「前項」を「前項本文」に改め、「納付券」の右に「（同項ただし書に規定する場合又は第 16 条第 1 項（第 5 号及び第 6 号に係る部分に限る。）の規定により大型ごみ収集運搬手数料を免除された場合は、市長が定める事項が記載された紙その他の市長が定める有体物）」を加える。</p> <p>第 16 条第 2 項中「、固形状一般廃棄物再生処理手数料又は大型ごみ収集運搬手数料」を「又は固形状一般廃棄物再生処理手数料」に改め、「又は第 5 号」を削り、「それぞれ当該各号」を「同号」に改め、同条に次の</p>

1項を加える。

3 市長は、第1項の規定により大型ごみ収集運搬手数料を減免する場合において、同項第5号に該当するときは、同号に規定する世帯の世帯主から、市長が適当と認める方法による申請をさせるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第30号

令和4年3月30日

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則及び土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則及び土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第1条 土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則(昭和53年広島市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改め、同条第2号中「、第63条第3項第7号イ及び第68条の69第3項第7号イ」を「及び第63条第3項第7号イ」に改める。

第11条第1項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第

3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改める。

(土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第2条 土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則(昭和53年広島市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第6号及び第7号ロ並びに第68条の69第3項第6号及び第7号ロ」を「並びに第63条第3項第6号及び第7号ロ」に改める。

第2条第1項及び第3条中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第29号

令和4年3月30日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則(昭和60年広島市規則第29号)

の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び」を「、広島市広島駅北口第二自転車等駐車場及び」に改める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされている広島市広島駅北口第二自転車等駐車場の一時利用については、なお従前の例による。

広島市規則第 31 号
 令和 4 年 3 月 30 日
 広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 27 年広島市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「同条第 2 項」を「同条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「法第 102 条第 1 項の規定による」を「法第 102 条第 2 項第 1 号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第 1 項の認定の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 49 条第 2 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の(ウ)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 第 3 条第 1 号中「（昭和 25 年建設省令第 40 号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第 32 号
 令和 4 年 3 月 31 日
 広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 55 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 30 条」を「～第 32 条」に、「第 31 条・第 32 条」を「第 33 条・第 34 条」に、「第 33 条～」を「第 35 条・」に改める。

「区政課

第 4 条第 1 項中「 区政係」を 区政係 に、「事務管理係」
 戸籍・住民係

を「内部統制係」に、「企画調整係」を 政策企画係 に、「定数管理係」
 政策調整係

「服務監理係」を 組織管理係 に、「保健指導係」を 保健指導係 に、「工務課」を
 保健予防係

「埋立地整備管理課」に、「商業振興課」を 調整係 に、
 工務課」 ビジネス支援係

「安全対策係」を 「占用係」に、「調整係」を 調整係 に改め
 安全対策係」 計画係」 施設計画係

る。

第 6 条第 1 項中第 5 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 5 号とし、第 11 号から第 17 号までを 5 号ずつ繰り上げ、同条第 16 項を第 17 項とし、第 15 項を第 16 項とし、第 14 項を第 15 項とし、同条第 13 項第 1 号中「職員定数」を「行政組織、職員定数及び職務権限」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条中第 12 項を第 13 項とし、第 11 項を第 12 項とし、同条第 10 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項第 3 号中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区政課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区政に関する総合調整に関すること。
- (2) 戸籍事務、住民基本台帳関係事務、印鑑事務、外国人の出入国管理に係る住居地の届出等に関する事務の総括に関すること。
- (3) 社会保障・税番号制度の総括に関すること。
- (4) 町界及び町名の設定及び変更に関する事務の総括に関すること。
- (5) 住居表示の整備の総括に関すること。
- (6) 旅券センター及び戸籍・住民票事務センターに関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

第 7 条第 6 項第 2 号中「第 31 条第 2 項第 6 号」を「第 33 条第 2 項第 6 号」に改める。

第 9 条第 5 項第 2 号中「の総括」を削り、「こと」の右に「（地域包括

ケア推進課及び介護保険課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づく福祉の措置に関すること。
 - (4) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関すること。
- 第 9 条第 5 項第 6 号を次のように改める。
- (6) 成年後見制度に関する企画及び総合調整に関すること。
- 第 9 条第 7 項中第 5 号を第 11 号とし、第 4 号を第 10 号とし、同項第 3 号中「開設許可」を「開設許可等」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

- (5) 特別養護老人ホームの設置及び休廃止の時期の認可並びに指導監督に関すること。
 - (6) 老人居宅生活支援事業の開始等及び老人福祉法第 15 条第 2 項に規定する施設の設置等に係る届出の受理に関すること。
 - (7) 有料老人ホームの設置等の届出の受理及び指導監督に関すること。
 - (8) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関すること（高齢者生活支援サービスに係る審査等に限る。）。
 - (9) 高齢者等住宅改修費補助に関すること。
- 第 9 条第 7 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 介護保険施設及び地域密着型サービス等の整備に係る企画及び調整に関すること。

第 9 条第 13 項第 7 号中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

第11条第4項第1号中「清掃施設」の右に「(廃棄物の埋立地を除く。第6号において同じ。)」を加え、同項第2号中「こと」の右に「(廃棄物の埋立地に関するものを除く。)」を加え、同項第3号中「登記」の右に「(廃棄物の埋立地に関するものを除く。)」を加え、同項第4号中「こと」の右に「(廃棄物の埋立地に関するものを除く。)」を加え、同項第5号中「借上げ」の右に「(廃棄物の埋立地に関するものを除く。)」を加え、同項第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「玖谷埋立地管理事務所、」を削り、「安佐北工場及び恵下埋立地建設事務所」を「及び安佐北工場」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項第1号中「工事」の右に「(埋立地整備管理課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 埋立地整備管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物の埋立地に関する調査及び計画に関すること。
 - (2) 廃棄物の埋立地の設置、整備及び管理に関すること。
 - (3) 廃棄物の埋立地に係る不動産の取得及びこれに伴う補償に関すること。
 - (4) 廃棄物の埋立地に係る不動産の登記に関すること。
 - (5) 廃棄物の埋立地に係る代替地の管理及び処分に関すること。
 - (6) 廃棄物の埋立地に係る用地の借上げに関すること。
 - (7) 廃棄物の埋立地に係る大気、水質等の調査に関すること。
 - (8) 廃棄物の埋立地(玖谷埋立地及び新設の埋立地に限る。)に係る土

木工事に関すること。

- (9) 広島湯来線(佐伯区湯来町大字麦谷のバイパス道路交差点から廃棄物の埋立地に係る取付道路入口までの区間及び令和3年8月11日からの大雨による災害により必要を生じた工事(応急復旧に係るものを除く。)に係る区間に限る。)(以下この項において「広島湯来線(現道区間)」という。)の事業計画に関すること。
- (10) 広島湯来線(現道区間)の道路及び橋りょうの改良工事に関すること。
- (11) 広島湯来線(現道区間)の道路及び橋りょうの防災及び災害復旧工事(応急復旧に係るものを除く。)に関すること。
- (12) 広島湯来線(現道区間)の整備に係る不動産の取得及びこれに伴う補償並びに管理に関すること。
- (13) 広島湯来線(現道区間)の整備に係る不動産の登記に関すること。
- (14) 玖谷埋立地管理事務所に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

第12条第2項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項第4号中「経営」を「販路拡大」に改め、同項第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第4項第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 中小企業に対する経営の支援に関すること(商業振興課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 公益財団法人広島市産業振興センターに対する指導調整に関すること。

第12条第7項第12号中「農業協同組合、農業共済組合その他」を削る。

第14条第9項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 中1区88号線及び中1区中広宇品線(空鞆橋東詰から県立総合体育館前交差点までの区間に限る。)の道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事に関すること(サッカースタジアムの建設工事に伴うものに限る。)

第14条第14項第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「登録」を「登録等」に、「健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課」を「健康福祉局高齢福祉部介護保険課」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) マンションの管理の適正化の推進に関すること。
- 第15条第3項第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。
 (10) 鉄道線の道路への敷設の許可及び軌道経営者に対する運輸開始の認可等に関すること。
- 第15条第3項第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 道路占用料(道路の占用に係る許可、同意又は協議の成立(以下「道路占用許可等」という。)であつてその期間が1年以下であるもの)に係るもの、当該期間が1年を超える道路占用許可等(占用の期間の更新に係るものを除く。)に係るもの(初年度分に限る。)&及び道

路占用許可等の変更によるものであつてその算定に係る期間の初日の属する年度に係るものを除く。)の賦課徴収に関すること。

第15条第4項第3号中「環境局施設部施設課」を「環境局施設部の施設課及び埋立地整備管理課」に、「恵下埋立地建設事務所、青崎地区区画整理事務所及び」を「青崎地区区画整理事務所並びに」に改め、同条第6項第1号、第2号及び第6号中「街路課、」の右に「環境局施設部埋立地整備管理課並びに」を加え、「及び西風新都整備部並びに恵下埋立地建設事務所」を「西風新都整備部及びスタジアム建設部」に改める。

第16条第5項第16号を第19号とし、第6号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 水資源再生センター等の再構築に係る計画に関すること。
- (7) 水資源再生センター等の再構築に係る財産処分に関すること。
- (8) 水資源再生センター等の再構築に係る国・県その他の関係機関との協議及び調査に関すること。

第23条第3項市民課の分掌事務第18号中「及び旅券センター」を削り、同条第5項維持管理課の分掌事務第11号中「こと」の右に「(道路交通局道路管理課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項地域整備課の分掌事務第1号中「都市整備局都市機能調整部及び」を「都市整備局の都市機能調整部及びスタジアム建設部並びに」に改め、同条第6項維持管理課の分掌事務第11号中「こと」の右に「(道路交通局道路管理課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項地域整備課の分掌事務第1号中「改良工事(」の右に「環境局施設部埋立地整備管理課、」を加え、「恵下埋立地建設事務所」を削り、同分掌事務第5号中「恵下埋立地建

設事務所」を「環境局施設部埋地整備管理課」に改める。

第 24 条第 2 項第 6 号中「、戸籍の」を「並びに戸籍の」に改める。

第 25 条第 2 項中「相談係」を「相談係 初期対応係」に改める。

第 34 条から第 36 条までを削り、第 3 章第 3 節第 2 款中第 33 条を第 35 条とし、同款中同条の次に次の 1 条を加える。

第 36 条 削除

第 3 章第 3 節第 1 款の 2 中第 32 条を第 34 条とし、第 31 条を第 33 条とし、同節第 1 款中第 30 条を第 32 条とし、第 29 条の次に次の 2 条を加える。

(旅券センター)

第 30 条 旅券センターを次のとおり設置する。

名称	位置
広島市旅券センター	広島市中区基町 9 番 3 2 号広島市水道局本庁舎内

2 旅券センターにおいては、旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を所掌する。

3 旅券センターの開設日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

4 旅券センターの開設時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(戸籍・住民票事務センター)

第 31 条 戸籍・住民票事務センターを次のとおり設置する。

名称	位置
広島市戸籍・住民票事務センター	広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号

2 戸籍・住民票事務センターにおいては、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 戸籍簿等に基づく諸証明、住民票の写し、戸籍の附票の写し及び身分証明書の交付請求の受付及び交付に関すること。

(2) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。

(3) 個人番号カードの交付に関すること。

(4) 公的個人認証に係る電子証明書の交付に関すること。

(5) コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスに係る利用登録申請に関すること。

第 42 条の見出しを「（動物愛護センター）」に改め、同条第 1 項中「動物管理センターを」を「動物愛護センターを」に改め、同項の表広島市動物管理センターの項中「広島市動物管理センター」を「広島市動物愛護センター」に改め、同条第 2 項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

第 57 条を次のように改める。

第 57 条 削除

第 76 条第 3 項第 2 号中「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改め

る。

第 77 条第 4 項第 1 号中「午前 7 時 30 分から午後 7 時まで」を「午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで」に改め、同項第 2 号中「国民の祝日に関する法律に規定する」を削り、「午後 7 時」を「午後 6 時 30 分」に改める。

第 78 条を次のように改める。

第 78 条 削除

第 80 条中「動物管理センター」を「旅券センター、戸籍・住民票事務センター、動物愛護センター」に、「、市役所サービス・コーナー及び旅券センター」を「及び市役所サービス・コーナー」に改める。

第 83 条中「出先機関（）」の右に「旅券センター、戸籍・住民票事務センター、」を加え、「、市役所サービス・コーナー及び旅券センター」を「及び市役所サービス・コーナー」に改める。

第 90 条の表東京事務所長の項の次に次のように加える。

旅券センター所長	企画総務局区政課長
戸籍・住民票事務センター所長	

第 90 条の表中「動物管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、「恵下埋地建設事務所長」を削り、「環境局施設部施設課長」を「環境局施設部埋地整備管理課長」に改め、「旅券センター所長」を削る。

別表の(2)の表広島市住居表示審議会の中「企画総務局総務課」を「企画総務局区政課」に改め、同表広島市勤労青少年ホーム運営委員会の項を

削る。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島市住居表示審議会規則（昭和 40 年広島市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「企画総務局総務課」を「企画総務局区政課」に改める。

3 広島市職員安全衛生管理規則（昭和 62 年広島市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「消費生活センター」の右に「、環境局施設部埋地整備管理課」を加える。

別表第 3 中 「 玖谷埋地管理事務所 主任 」 を

環境局施設部埋地整備管理課	主任
玖谷埋地管理事務所	主任

に改め、同表恵

下埋地建設事務所の項を削る。

別表第 4 動物管理センターの項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

4 職員の特務手当の支給に関する規則（昭和 57 年広島市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「環境局施設部施設課、恵下埋地建設事務所」を「環境局施設部の施設課若しくは埋地整備管理課」に改める。

広島市規則第 33 号

令和4年3月 31 日

広島市市区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市区長委任規則の一部を改正する規則

広島市市区長委任規則（昭和55年広島市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（第8号に掲げる事務にあつては、中区長に限る。）」及び第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「道路占用料」の右に「（道路の占用に係る許可、同意又は協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）であつてその期間が1年以下であるものに係るもの、当該期間が1年を超える道路占用許可等（占用の期間の更新に係るものを除く。）に係るもの（初年度分に限る。）及び道路占用許可等の変更によるものであつてその算定に係る期間の初日の属する年度に係るものに限る。以下同じ。）」を加え、「第12号」を「第11号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第 35 号

令和4年3月 31 日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表30の項中「動物管理センター専用市長印」を「動物愛護センター専用市長印」に改め、同表31の項中「動物管理センター専用市長職務代理者印」を「動物愛護センター専用市長職務代理者印」に改め、同表40の項中「動物管理センター専用市長印」を「動物愛護センター専用市長印」に、「動物管理センターの」を「動物愛護センターの」に、
「動物管理センター」を「動物愛護センター」に、「動物管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、同表41の項中「動物管理センター専用市長職務代理者印」を「動物愛護センター専用市長職務代理者印」に、「動物管理センターの」を「動物愛護センターの」に、
「動物管理センター」を「動物愛護センター」に、「動物管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、同表101の項中

区役所市民課の分	区役所市民	市民
----------	-------	----

広島市規則第 34 号

令和4年3月 31 日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則（昭和47年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「占用料」の右に「（道路の占用に係る許可、同意又は協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）であつてその期間が1年以下であるものに係るもの、当該期間が1年を超える道路占用許可等（占用の期間の更新に係るものを除く。）に係るもの（初年度分に限る。）及び道路占用許可等の変更によるものであつてその算定に係る期間の初日の属する年度に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

掌事務に係る証明、認証、許可、通知等に関する文書	課	課長	を
	区役所市民課窓口連絡所	佐伯区役所市民課長	

戸籍・住民票事務センターの分掌事務に係る証明、認証等に関する文書	戸籍・住民票事務センター	区政課長	に改める。
	区役所市民課の分掌事務に係る証明、認証、許可、通知等に関する文書	区役所市民課	

別表第2の2の表第43号及び第44号中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第 36 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年広島市規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 広島市住居表示に関する条例施行規則（昭和 39 年広島市規則第 55 号）の項の次に次のように加える。

広島市市営住宅等条例施行規則（平成 9 年広島市規則第 98 号）	第 8 条第 1 項（申告書の提出に限る。）
-----------------------------------	------------------------

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

広島市規則第 37 号

令和 4 年 3 月 31 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年広島市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「、収容されている場合」の右に「、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 38 号

令和 4 年 3 月 31 日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 26 年 3 月 30 日広島市規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「16 号給」を「20 号給」に改める。

別表第 1 の 3 種の項中「、恵下埋立地建設事務所」を削り、

「市選挙管理委 課長 員会事務局」	を	「市選挙管理委 課長及び担 員会事務局 当課長」
----------------------	---	-----------------------------

に改め、同表 6 種の項中「動物管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改め、同表 7 種の項中「市役所サービス・コーナー及び」を削り、「旅券センター」の右に「、戸籍・住民票事務センター及び市役所サービス・コーナー」を加える。

別表第 2 の 4 中	「広島市立似島小学校」
-------------	-------------

を	「広島市立似島小学校」	に改め、同表に
---	-------------	---------

「広島市立似島学園小学校」

次のように加える。

「広島市立似島学園中学校」

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 39 号

令和4年3月 31 日

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

広島市職員被服貸与規則（昭和32年広島市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第8項中 「 1 (2) 1 」 を 「 1 (2) 2 」 に改め、同表第26項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表第41項

中 「 夏作業服 3 2 」 を 「 夏作業服 2 2 夏ズボン 2 2 」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2 改正前の別表第8項の規定により貸与した帽子及び同表第41項の規定により貸与した夏作業服であって、この規則の施行の際使用期間の満了していないものについては、なお従前の例による。

広島市規則第 30 号

令和4年3月 31 日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条中「基準」の右に「（同項第1号に掲げる歳入に係るものに限る。）」を加える。

別表第2第4項第3号中「第9条の2」を「第9条の12第2号」に、「第16条」を「第16条第1号」に改め、「若しくは」の右に「同条第2号に掲げる」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第 41 号

令和4年3月 31 日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1県支出金の項中「河川費補助金」を「河川費補助金 公園墓園費補助金」に改め、同表繰入金の項中「住宅資金貸付特別会計繰入金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計繰入金」に改め、

「 旧広島市民球場 旧広島市民球場 跡地整備事業基 跡地整備事業基 金繰入金 金繰入金 」 を

「 旧広島市民球場 旧広島市民球場 跡地整備事業基 跡地整備事業基 金繰入金 金繰入金 サッカースタジ サッカースタジ アム建設基金繰 アム建設基金繰 」 に改める。

「 人金 入金 」

別表第3の住宅資金貸付特別会計歳入の表を削る。
別表第3の公債管理特別会計歳入の表繰入金

「 住宅資金貸付特別会 元金繰入金 計繰入金 利子繰入金 」 を

「 母子父子寡婦福祉資 元金繰入金 金貸付特別会計繰入 金 」 に改める。

別表第3の介護保険事業特別会計歳入の表国庫支出金の項中

「 保険者機能強化推進 保険者機能強化推進 交付金 交付金 」 を

「 保険者機能強化推進 保険者機能強化推進 交付金 交付金 保険者努力支援交付 保険者努力支援交付 金 金 」 に改める。

別表第3の開発事業特別会計歳入の表西広島駅北口地区整備事業収入の

「 西広島駅 財産運用収入 財産貸付収入 北口地区 」

項中

整備事業		
財産収入		

を

西広島駅 北口地区 整備事業 財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	に改める。
	財産売却収入	不動産売却収入	

別表第 3 の元宇品町財産区特別会計歳入の表の次に次の 1 表を加える。

高南財産区特別会計歳入

款	項	目	節
寄附金	寄附金	総務費寄附金	総務管理費寄附金
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金

別表第 3 の三入財産区特別会計歳入の表の次に次の 1 表を加える。

小河内財産区特別会計歳入

款	項	目	節
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金

別表第 4 の住宅資金貸付特別会計歳出の表を削る。

別表第 4 の母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳出の表貸付事業費の項の次に次のように加える。

公債費	公債費	元金
繰出金	繰出金	一般会計繰出金

別表第 4 の元宇品町財産区特別会計歳出の表の次に次の 1 表を加える。

高南財産区特別会計歳出

款	項	目
総務費	総務管理費	一般管理費
予備費	予備費	予備費

別表第 4 の三入財産区特別会計歳出の表の次に次の 1 表を加える。

小河内財産区特別会計歳出

款	項	目
総務費	総務管理費	一般管理費
予備費	予備費	予備費

別表第 5 企画総務局の項中

公文書館長	公文書館	を
公文書館長	公文書館	に改め、同表
区政課長	区政課	

健康福祉局の項中

動物管理センター所長	動物管理センター	を
動物愛護センター所長	動物愛護センター	に改め、同表

環境局の項中

施設課長	施設課，工務課	を
施設課長	施設課，工務課	に改め，
埋立地整備管理課長	埋立地整備管理課	
恵下埋立地建設事務所長	恵下埋立地建設事務所	を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 42 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項に次の 2 号を加える。

- (4) 大型ごみ収集運搬手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (6) 学校給食費及びこれに係る遅延損害金（学校給食費にあつては口座振替の方法により納付されるもの（納入義務者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあつたものに限る。）及び指定納付受託者から納付されるもの、遅延損害金にあつては指定納付受託者から納付されるものに限る。）

別表第 1 企画総務局の項中

公文書館	公文書館長	を
公文書館	公文書館長	に改め，
区政課	区政課長	

同表健康福祉局の項中

動物管理センター	動物管理センター	を
動物愛護センター	動物愛護センター	に改め、

同表環境局の項中

施設課, 工務課	施設課長	を
施設課, 工務課	施設課長	に改め、
埋立地整備管理課	埋立地整備管理課長	
恵下埋立地建設事務所	恵下埋立地建設事務所	を削る。

別表第3の(1)の表企画総務局の項中

	(4) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（企画総務局総務課の所掌事務に係るものに限る。）の収納	を
	(4) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（企画総務局総務課の所掌事務に係るものに限る。）の収納	
区政課	課長	(1) 入札保証金の出納

1号を加える。

(3) 学校給食費及びこれに係る遅延損害金の収納

別表第3の(1)の表幼稚園の項第2号を削り、同表高等学校の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表中等教育学校の項第6号を削る。

別表第3の(2)の表区役所市民部地域起こし推進課の項第5号を削り、同表区役所市民部市民課の項第2号を削り、同表区役所厚生部福祉課の項に次の1号を加える。

(9) 訴訟費用並びに支払督促及び強制執行の申立てに係る費用の収納

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

	(2) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（区政課の所掌事務に係るものに限る。）の収納	に
	(3) 収入印紙売りさばき代金（旅券センターで取り扱うものに限る。）	

広島市規則第43号

令和4年3月31日

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

改め、同表環境局の項中

	(2) 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第13条及び第15条に規定する手数料（工務課の所掌事務に係るものに限る。）の収納	を
	(2) 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第13条及び第15条に規定する手数料（工務課の所掌事務に係るものに限る。）の収納	に
施設部埋立地整備管理課	課長	(1) 入札保証金の出納

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中

総務課	課長	局長, 総務課	を
総務課	課長	局長, 総務課	に
区政課	課長	区政課, 旅券センター, 戸籍・住民票事務センター	

改め、同表環境局の項中

施設部施設課	課長	施設部	を
施設課	課長	部長, 施設課, 工務課	に
埋立地整備管理課	課長	埋立地整備管理課	

改め、同表動物管理センターの項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表教育委員会事務局学校教育部健康教育課の項に次の

改め、同表区役所の項中「旅券センター（中区役所に限る。）」を削り、同表動物管理センターの項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表恵下埋立地建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 35 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市職員賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員賠償審査会規則の一部を改正する規則

広島市職員賠償審査会規則（昭和 35 年広島市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若干人」を削り、同条第 3 項中「企画総務局人事部人事課服務担当課長」を「企画総務局人事部人事課服務監理担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 34 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和 44 年広島市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(1)の表中「環境局施設部に属する課」を「環境局施設部の施設課及び工務課」に、同表動物管理センターの項中「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表恵下埋立地建設事務所の項を削る。

別表第 2 の(1)の表中

税務室	室長	市税事務所長	を
-----	----	--------	---

旅券センター	所長	企画総務局区政課長	に
戸籍・住民票事務センター	所長		
税務室	室長	市税事務所長	

改め、同表玖谷埋立地管理事務所の項中「環境局施設部施設課長」を「環境局施設部埋立地整備管理課長」に改める。

別表第 2 の(2)の表旅券センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 36 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島市債権管理事務取扱規則（昭和 41 年広島市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ク中「中等教育学校」の右に「特別支援学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第47号

令和4年3月31日

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

条例第7条第9項第1号ただし書の市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親（入居申込者又は入居申込者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族に限る。以下「里親」という。）に委託されている児童、同法第31条第2項の規定により里親への委託を継続されている者又は満18歳若しくは満20歳に達したことによりこれらの規定による委託が解除された者で引き続き里親の居宅において居住に関する支援を受ける必要があると認められたものであって市長が定めるものがある入居申込者が、特賃住宅に入居を希望するとき。
(2) 入居申込者が、国の定めるシルバーハウジング・プロジェクトに係るライフサポートアドバイザーとして、当該シルバーハウジング・プ

ロジェクトに係る特賃住宅に単身入居を希望するとき。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に特賃住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居の許可が行われることとなる場合における当該入居の申込みをした者に係る広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第7条第9項第1号ただし書に規定する入居者資格については、この規則による改正後の広島市市営住宅等条例施行規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

広島市告示第92号

令和4年3月1日

広島市安佐動物公園条例（昭和46年広島市条例第13号）第17条の規定に基づき、安佐動物公園こども動物園（びーちくパーク）の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 新たに呼称を定める施設
安佐動物公園こども動物園（びーちくパーク）
2 新たな呼称
三井のリハウス びーちくパーク
3 新たな呼称を使用する期間
令和4年3月1日から令和7年3月31日まで

広島市告示第93号

令和4年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include Carry Happiness and Panasonic Age Free Care Center.

広島市告示第94号

令和4年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類.

社会福祉法人 三篠会	特別養護老人 ホームリアラ イヴ高陽	広島市安佐北 区真亀一丁目 1 番 8 号	短期入所生活介 護及び介護予防 短期入所生活介 護
---------------	--------------------------	-----------------------------	------------------------------------

広島市告示第 9 5 号

令和 4 年 3 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項及び第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号又は第 1 1 5 条の 2 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 3 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社アネ シス	あっとほーむ 2 4	広島市中区広 瀬町 3 番 2 9 号	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護
有限会社慈恵 コーポレイ ション	小規模多機能 型居宅介護憩	広島市南区翠 四丁目 7 番 3 8 号	介護予防小規模 多機能型居宅介 護

広島市告示第 9 6 号

令和 4 年 3 月 1 日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認をしましたので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により公示します。

広島市長 松 井 一 實

- 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（第 7 条第 1 0 項第 4 号関係）
 - 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
 - 確認年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 別紙 略

広島市告示第 9 7 号

令和 4 年 3 月 1 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 6 条第 1 項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第 6 項の規定により公告します。

なお、変更後の当該基本構想は広島市経済観光局農林水産部農政課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までを除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

広島市告示第 9 8 号

令和 4 年 3 月 2 日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐北区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

広島市告示第 9 9 号

令和 4 年 3 月 2 日

広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例第 1 3 号）第 6 条の規定に基づき、広島市市営河原町第二駐車場の休止を定めた令和 4 年 1 月 7 日付け広島市告示第 1 3 号を次のとおり改正します。

広島市長 松 井 一 實

表広島市市営河原町第二駐車場の項中「令和 4 年 3 月 1 5 日（火）午後 5 時まで」を「令和 4 年 3 月 2 日（水）午後 5 時まで」に改める。

広島市告示第 1 0 0 号

令和 4 年 3 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）駐車場を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）駐車場

- 2号 基町駐車場
- 2 都市計画を変更する土地の区域
広島市中区基町
- 3 縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所建設部建築課

広島市告示第101号

令和4年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）一団地の官公庁施設を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び中区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）一団地の官公庁施設
基町団地
- 2 都市計画を変更する土地の区域
広島市中区基町及び上八丁堀
- 3 縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所建設部建築課

広島市告示第102号

令和4年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業
基町相生通地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域

- 広島市中区基町
- 3 縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所建設部建築課

広島市告示第103号

令和4年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び中区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区（基町相生通地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
広島市中区基町
- 3 縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建設部建築課

広島市告示第104号

令和4年3月3日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和4年3月3日から同月16日（告示日から2週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

- 1 事業計画の名称
広島市公共下水道築造事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域
広島市東区 福田八丁目
安佐北区 安佐町
佐伯区 五日市町
- 3 変更に係る工事の完成の予定年月日
令和8年3月31日

広島市告示第 105 号

令和 4 年 3 月 3 日

広島市流域関連公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同月 16 日（告示日から 2 週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 事業計画の名称
広島市流域関連公共下水道築造事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域
変更なし
- 3 変更に係る工事の完成の予定年月日
令和 8 年 3 月 31 日

広島市告示第 106 号

令和 4 年 3 月 3 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区八幡四丁目の 123 番 3、123 番 11、123 番 12、124 番 1 及び 129 番 3 の一部
- 2 開発面積
1,060.81㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区中筋三丁目 26 番 16 号
広島市農業協同組合
代表理事 吉川 清二
- 4 検査済証交付年月日
令和 4 年 3 月 3 日

広島市告示第 107 号

令和 4 年 3 月 3 日

広島市文化交流会館条例（平成 21 年広島市条例第 58 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、広島市文化交流会館のホール施設の呼称を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 呼称を定めた施設
広島市文化交流会館のホール施設

- 2 呼称
広島文化学園 H B G ホール

- 3 呼称の略称
広島文化学園ホール

- 4 呼称の英語表記
H i r o s h i m a B u n k a G a k u e n H B G
H a l l

- 5 呼称を使用する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 108 号

令和 4 年 3 月 4 日

広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 35 号）第 58 条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示第 109 号

令和 4 年 3 月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 フタバ図書 T S U T A Y A G I G A 宇品店
 - (2) 所在地 広島市南区宇品西三丁目 1327 番 48 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フタバ図書
代表取締役 横山 淳
広島市西区観音本町二丁目 5 番 20 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社フタバ図書
代表取締役 横山 淳
広島市西区観音本町二丁目 5 番 20 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 4 年 1 月 2 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,530 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
47 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
44 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
22 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量

6. 6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前6時

イ 閉店時刻：午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前5時30分から午後0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設2 午前5時から午後12時まで

8 届出年月日

令和4年3月1日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部市政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年3月4日から同年7月4日まで。ただし、広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年7月4日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第110号

令和4年3月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フタバ図書 TSUTAYA GIGA上安店

(2) 所在地 広島市安佐南区上安二丁目1番8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フタバ図書

代表取締役 横山 淳

広島市西区観音本町二丁目5番20号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フタバ図書

代表取締役 横山 淳

広島市西区観音本町二丁目5番20号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年11月2日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,526平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

49台

(2) 駐輪場の収容台数

44台

(3) 荷さばき施設の面積

26平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前10時

イ 閉店時刻：午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和4年3月1日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年3月4日から同年7月4日まで。ただし、広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模

模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 4 年 7 月 4 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 111 号

令和 4 年 3 月 7 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、土地及び家屋に関する令和 4 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 縦覧期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から同年 5 月 2 日（月）までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

なお、出張所においては、各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所
中 区	中央市税事務所（中区役所内） （中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号）
東 区	東部市税事務所（東区役所内） （東区東蟹屋町 9 番 3 8 号）
	温品出張所 （東区温品五丁目 1 番 1 8 号）
南 区	中央市税事務所（中区役所内） （中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号）
	南税務室（南区役所内） （南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号）
西 区	西部市税事務所（西区役所内） （西区福島町二丁目 2 番 1 号）
安佐南区	北部市税事務所（安佐南区役所内） （安佐南区古市一丁目 3 番 1 4 号）
	佐東出張所 （安佐南区緑井六丁目 2 9 番 2 8 号）
	祇園出張所 （安佐南区祇園二丁目 4 8 番 7 号）
	沼田出張所 （安佐南区伴東七丁目 6 4 番 8 号）
	北部市税事務所（安佐南区役所内） （安佐南区古市一丁目 3 番 1 4 号）

安佐北区	安佐北税務室（安佐北区役所内） （安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号）
	白木出張所 （安佐北区白木町大字秋山 2 3 9 1 番地の 4）
	高陽出張所 （安佐北区深川五丁目 1 3 番 7 号）
	安佐出張所 （安佐北区安佐町大字飯室 3 0 5 2 番地の 1）
安 芸 区	東部市税事務所（東区役所内） （東区東蟹屋町 9 番 3 8 号）
	安芸税務室（安芸区役所内） （安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号）
	中野出張所 （安芸区中野三丁目 2 0 番 9 号）
	阿戸出張所 （安芸区阿戸町 6 2 5 7 番地の 2）
	矢野出張所 （安芸区矢野東五丁目 7 番 1 8 号）
佐 伯 区	西部市税事務所（西区役所内） （西区福島町二丁目 2 番 1 号）
	佐伯税務室（佐伯区役所内） （佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号）
	湯来出張所 （佐伯区湯来町大字和田 1 6 6 番地）

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人（縦覧できるのは、その土地が所在する区に係る縦覧帳簿に限りです。）

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人（縦覧できるのは、その家屋が所在する区に係る縦覧帳簿に限りです。）

広島市告示第 112 号

令和 4 年 3 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 113 号

令和 4 年 3 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3

第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第114号

令和4年3月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 エキシティ広島、エディオン蔦屋家電
 - 所在地 広島市南区松原町88番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 株式会社エディオン
 - 代表取締役 久保 允蒼
 - 広島市中区紙屋町2-1-18ほか15法人、49名
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (変更前) 名称 (仮称) 広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業施設建築物
 - 所在地 広島市南区松原町88番地
 - (変更後) 名称 エキシティ広島、エディオン蔦屋家電
 - 所在地 広島市南区松原町88番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙のとおり
 - (変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
 - 平成29年2月27日
- 5 届出年月日
 - 令和4年3月3日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
 - 令和4年3月8日から同年7月8日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
 - 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
 - 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規

模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年7月8日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第115号

令和4年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
ホームケアクリニックもみじ	広島市東区中山東三丁目2-2 2階	令和4年3月1日	令和10年2月29日
古江駅前すみれ皮膚科	広島市西区庚午中二丁目19-18	令和4年3月1日	令和10年2月29日
訪問看護ステーションオリブ	広島市安佐南区長楽寺一丁目35-4 コンフォートマンモト201号室	令和4年2月1日	令和10年1月31日

広島市告示第116号

令和4年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第117号

令和4年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第118号

令和4年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第119号

令和4年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第120号

令和4年3月10日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市中区南千田東町1210番1
- 2 開発面積
4,965.68㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作
- 4 検査済証交付年月日
令和4年3月10日

広島市告示第121号

令和4年3月11日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 丸善ビル
 - (2) 所在地 広島市中区堀川町7番5 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島市西区山手町3番1号
齊藤 尊ほか3名
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和4年3月9日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年3月11日から同年7月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）第1条第1項に規定する休目を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和4年7月11日
 - (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第122号

令和4年3月11日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区三宅三丁目の843番1の一部、844番1の一部、846番1、846番2、847番、848番1、848番3、乙848番、850番1、850番2の一部、851番1、859番及び860番1
- 2 開発面積
2,776.50㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区段原日出二丁目2番22号
日東不動産株式会社
代表取締役 東 正治
- 4 検査済証交付年月日
令和4年3月11日

広島市告示第123号

令和4年3月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第124号

令和4年3月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第125号

令和4年3月14日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井一實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和4年3月14日

別紙 略

広島市告示第126号

令和4年3月14日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営鶴見町第一駐車場の休止を定めた令和4年1月21日付け広島市告示第37号を次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

表広島市市営鶴見町第一駐車場の項中「令和4年3月15日（火）午後5時まで」を「令和4年3月15日（火）午後3時まで」に改める。

広島市告示第127号

令和4年3月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第128号

令和4年3月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活

保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 129 号

令和 4 年 3 月 15 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 アルパーク西棟
 - (2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目 10 番地 133 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 大和ハウス工業株式会社
 - 代表取締役 芳井 敬一
 - 大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 略
- 4 変更年月日
 - 令和 4 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日
 - 令和 4 年 3 月 11 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和 4 年 3 月 15 日から同年 7 月 15 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 意見書の提出
 - 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和 4 年 7 月 15 日
 - (2) 提出先
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 132 号

令和 4 年 3 月 18 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 4 年 3 月 20 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐北区	大林一丁目の一部	分流
汚水を排除	安佐南区	八木八丁目及び祇園八丁目の各一部	
	安佐北区	三入二丁目及び可部六丁目の各一部	
	安芸区	瀬野町の一部	

広島市告示第 133 号

令和 4 年 3 月 18 日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和 4 年 3 月 20 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	八木八丁目及び祇園八丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号
安佐北区	大林一丁目、三入二丁目及び可部六丁目の各一部	名称：広島市西部水資源再生センター
		位置：広島市南区向洋

安芸区	瀬野町の一部	沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
-----	--------	-------------------------------

広島市告示第134号

令和4年3月18日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和4年3月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
白木町大字市川の一部	井原高南農業集落排水処理施設

広島市告示第135号

令和4年3月18日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和4年3月18日

別紙 略

広島市告示第136号

令和4年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第137号

令和4年3月22日

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

広島市安佐南福祉事務所長 笹口 八恵美

- 1 本籍、住所、氏名及び生年月日
本 籍：不詳
住 所：不詳
氏 名：不詳
生年月日：不詳
- 2 性別及び年齢
男性、年齢不詳
- 3 死亡人の特徴
左下肢大腿骨、身長164センチメートル程度、体格不詳
- 4 所持金
無し
- 5 状況、死亡年月日及び死因
令和3年5月24日、広島市安佐南区大塚西五丁目3番5号から南西40m付近の山中で身元不明の白骨として発見された。
死亡年月日は平成30年5月27日頃から令和2年5月27日頃と推定される。また、死因は不明である。
- 6 死体の措置
令和3年6月12日、広島市営火葬場の永安館にて火葬の後、遺骨は、広島市安佐南福祉事務所に保管している。
以上のとおり、行旅死亡人を取り扱ったので、心当たりの方は広島市安佐南福祉事務所まで申し出てください。

広島市告示第138号

令和4年3月23日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめマート・青五沼田店
(2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字豊島7690番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
土井エステイト株式会社
代表取締役 土井 英史
広島市安佐南区伴東七丁目28番11号
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 別紙のとおり
 (変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日
 別添のとおり

5 届出年月日
 令和 4 年 3 月 1 8 日

6 届出書の縦覧場所
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
 広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 (1) 縦覧期間
 令和 4 年 3 月 2 3 日から同年 7 月 2 3 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 (2) 縦覧のできる時間帯
 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限 令和 4 年 7 月 2 3 日
 (2) 提出先
 〒 7 3 0 - 8 5 8 6
 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第 1 3 9 号**

令和 4 年 3 月 2 3 日

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (1) 名 称 株式会社天満屋 広島緑井店  
 (2) 所在地 広島市安佐南区緑井五丁目 1 3 6 9 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
 株式会社天満屋  
 代表取締役 江國 成基 ほか 2 法人
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 略  
 (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 略
- 4 変更年月日  
 (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の位置及び収容台数  
 令和 4 年 1 1 月 2 3 日  
 (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 令和 4 年 7 月 1 日
- 5 届出年月日  
 令和 4 年 3 月 2 2 日
- 6 届出書の縦覧場所  
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
 (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
 広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 (1) 縦覧期間  
 令和 4 年 3 月 2 3 日から同年 7 月 2 3 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
 (2) 縦覧のできる時間帯  
 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出  
 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限 令和 4 年 7 月 2 3 日  
 (2) 提出先  
 〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第 1 4 0 号

令和 4 年 3 月 2 4 日

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 e k i e (エキエ) (西区画)
 (2) 所在地 広島市南区松原町 1 1 8 5 番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者
中国S C開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町1番2号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙1のとおり
(変更後) 別紙2のとおり
- 4 変更年月日
別紙1、2のとおり
- 5 届出年月日
令和4年3月22日
- 6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和4年3月24日から同年7月24日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和4年7月24日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
**広島市告示第141号**

令和4年3月24日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 e k i e (エキエ) (東区画)

- (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
中国S C開発株式会社  
代表取締役社長 竹中 靖  
広島市南区松原町1番2号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙1のとおり  
(変更後) 別紙2のとおり
- 4 変更年月日  
別紙1、2のとおり
- 5 届出年月日  
令和4年3月22日
- 6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和4年3月24日から同年7月24日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和4年7月24日  
(2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
広島市告示第142号

令和4年3月25日

広島市私道整備工事費補助金交付規則(昭和48年広島市規則第47号)第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、令和 3 年 3 月 9 日付け広島市告示第 112 号を廃止します。

広島市長 松 井 一 實

1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費 次のとおりとする。

区 分		単位	金額	
私道別	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員 1.8メートル未満の私道	人力施工による場合	8,780円	
		機械施工による場合		
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合	1平方メートルにつき
			機械施工による場合	
		その他	人力施工による場合	
	機械施工による場合	4,250円		
舗装止め工		1メートルにつき	8,280円	

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費 次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種 別		単位	金額
側溝新設工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの	13,170円
		エプロン幅が40センチメートルのもの	14,320円
	U型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの	57,250円
		コンクリート蓋無しのもの	40,660円
雨水ます設置工事		1箇所につき	45,870円

(2) 排水管渠新設工事に要する経費

種 別	内径	単位	金額	
硬質塩化ビニール管とする場合	布設工事	150ミリメートル	1メートルにつき	24,750円
		200ミリメートル	26,950円	
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150ミリメートル	1箇所につき	18,590円
ヒューム管とする	布設工事	150ミリメートル	1メートルにつき	32,120円

場合	200ミリメートル	つき	35,640円
----	-----------	----	---------

3 交通安全施設新設工事に要する経費 次のとおりとする。

種 別	規格	単位	金額	
転落防止柵設置工事	土中建込	支柱間隔3メートル	1メートルにつき	14,880円
	コンクリート建込	支柱間隔3メートル		12,350円
ガードレール設置工事	土中建込	塗装品	1メートルにつき	14,760円
	コンクリート建込	塗装品		14,570円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	600ミリメートル直柱	1基につき	155,100円

4 舗装補修工事に要する経費 次のとおりとする。

施 工 方 法		単位	金額
すべり止め舗装	人 力 施 工	1平方メートルにつき	4,270円
	機 械 施 工		2,640円
その他	人 力 施 工	1平方メートルにつき	3,840円
	機 械 施 工		2,210円

5 交通安全施設補修工事に要する経費 次のとおりとする。

種 別	規格	単位	金額	
転落防止柵補修工事	ビーム取換	42.7ミリメートル	1メートルにつき	4,280円
ガードレール補修工事	レール取換	4メートル	つき	9,100円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	600ミリメートル	1基につき	108,460円
	支柱取換	76.3ミリメートル	1メートルにつき	9,470円

6 区分表の「人力施工・機械施工」について 都市整備局技術管理課の令和3年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」… 平均幅員 1.4m未満

「機械施工」… " 1.4m以上

7 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

8 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

広島市告示第 144 号

令和 4 年 3 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画

(広島平和記念都市建設計画) 道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 都市計画の種類
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路
1・4・002号 広島呉道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
広島市南区の仁保沖町地先
- 3 図書の縦覧場所
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第145号

令和4年3月28日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の定めるところにより、告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定納付受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
名称 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 相浦 一成
主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
大型ごみ収集運搬手数料
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和4年3月28日
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

広島市告示第146号

令和4年3月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 MEGAドン・キホーテ宇品店
(2) 所在地 広島市南区宇品西五丁目1326番5
- 2 大規模小売店舗を設置する者
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 梅田 圭
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

- 4 変更年月日
令和元年9月25日

- 5 届出年月日
令和4年3月24日

- 6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課

- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和4年3月29日から同年7月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和4年7月29日

- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第147号

令和4年3月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ekie（エキエ）（西区画）
(2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者
中国S C開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町2番37号

- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置 略

4 変更年月日
令和 4 年 4 月 1 日

5 届出年月日
令和 4 年 3 月 2 5 日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和 4 年 3 月 2 9 日から同年 7 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和 4 年 7 月 2 9 日
(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 1 4 8 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 e k i e（エキエ）（東区画）
(2) 所在地 広島市南区松原町 1 1 8 5 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
中国 S C 開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町 2 番 3 7 号
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置 略
- 4 変更年月日

- 令和 4 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 4 年 3 月 2 5 日
- 6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和 4 年 3 月 2 9 日から同年 7 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和 4 年 7 月 2 9 日
(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 1 4 9 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和 4 年 2 月 2 4 日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめましたので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文書名	告示日 告示番号	印影を印刷する 公印の名称
(1) 広島市漁船巻揚 施設使用許可書 (2) 広島市漁船巻揚 施設使用期間変更 許可書	平成 1 0 年 9 月 4 日 広島市告示第 3 7 4 号	区役所専用 市長印

広島市告示第 1 5 0 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウンみゆき
 - (2) 所在地 広島市南区宇品西六丁目1369番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙1のとおり
(変更後) 別紙2のとおり
- 4 変更年月日
別紙1及び別紙2のとおり
- 5 届出年月日
令和4年3月24日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年3月29日から同年7月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和4年7月29日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第151号

令和4年3月31日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の令和4年4月から

令和5年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示第152号

令和4年3月31日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和4年3月31日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	古市三丁目の一部	分流

広島市告示第153号

令和4年3月31日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和4年3月31日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	古市三丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター

広島市告示第154号

令和4年3月31日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 155 号

令和 4 年 3 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項又は第 115 条の 15 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号又は第 115 条の 20 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 156 号

令和 4 年 3 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 157 号

令和 4 年 3 月 31 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第 115 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 158 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 159 号

令和 4 年 3 月 31 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日
上安慈光園訪問介護事業所	広島市安佐南区上安二丁目 23 番 5 号	平成 18 年 10 月 2 日
広島南薬局	広島市南区宇品神田一丁目 4 番 2 号	平成 23 年 8 月 1 日
パール薬局横川店	広島市西区横川町三丁目 9 番 12-101 号	平成 24 年 5 月 1 日
オムエル祇園居宅介護支援事業所	広島市安佐南区祇園五丁目 2 番 45-303 号祇園クリニックビル 3 階	平成 30 年 10 月 15 日
訪問看護ステーション Life Loop	広島市南区段原三丁目 2 番 19 号グランシャリオ K1 階	令和 3 年 3 月 1 日
サンキ・ウエルビィ 広島福祉用具センター	広島市西区商工センター六丁目 1 番 11 号	令和 3 年 12 月 1 日

広島市告示第 160 号

令和 4 年 3 月 31 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定介護機関 略

広島市告示第 161 号

令和 4 年 3 月 31 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定介護機関 略

広島市告示第162号

令和4年3月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、東区市民部地域起こし推進課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第163号

令和4年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり締結したので、同法第252条の2第2項の規定により、連携協約の締結の経緯及び締結を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長 松井 一 實

連携協約を締結した市町

島根県浜田市、島根県邑智郡美郷町及び島根県邑智郡邑南町添付のとおり 略

広島市告示第164号

令和4年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン宇品ショッピングセンター
 - (2) 所在地 広島市南区宇品東六丁目752番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - イオンリテール株式会社
 - 代表取締役 井出 武美
 - 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

- 4 変更年月日
 - 別紙のとおり
- 5 届出年月日
 - 令和4年3月30日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
 - 令和4年3月31日から同年7月31日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
 - 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
 - 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和4年7月31日
 - (2) 提出先
 - 〒730-8586
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 - 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第165号

令和4年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 エールエールA館
 - (2) 所在地 広島市南区松原町9番14
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 広島駅南口開発株式会社
 - 代表取締役社長 若林 健祐
 - 広島市南区松原町9番1号
 - ほか31名
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙 1 のとおり

(変更後) 別紙 2 のとおり

4 変更年月日

別紙 2 のとおり

5 届出年月日

令和 4 年 3 月 30 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 4 年 3 月 31 日から同年 7 月 31 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 4 年 7 月 31 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示（中区）第 34 号

令和 4 年 3 月 4 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2 月 17 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 35 号

令和 4 年 3 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により

自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 36 号

令和 4 年 3 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 37 号

令和 4 年 3 月 4 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2 月 24 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 38 号

令和 4 年 3 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 39 号

令和 4 年 3 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第40号

令和4年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第41号

令和4年3月22日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第42号

令和4年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第43号

令和4年3月22日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第44号

令和4年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第45号

令和4年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第46号

令和4年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第47号

令和4年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 48 号**  
令和 4 年 3 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 49 号
令和 4 年 3 月 23 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3 月 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 50 号**  
令和 4 年 3 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 51 号
令和 4 年 3 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 52 号
令和 4 年 3 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 53 号**  
令和 4 年 3 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 54 号
令和 4 年 3 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 55 号**  
令和 4 年 3 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 56 号

令和4年3月29日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第57号

令和4年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第58号

令和4年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第59号

令和4年3月29日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第60号

令和4年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第22号

令和4年3月4日

都市公園の区域を次のとおり変更するので、広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)第16条の2の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月4日から同月18日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更の期日	区域
馬木第八公園	東区馬木七丁目2 356番16、2 356番17、2 356番31、2 356番50、2 356番64	令和4年3月4日	別図のとおり

別図 略

広島市告示(東区)第23号

令和4年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第24号

令和4年3月8日

広島駅北口第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和4年2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第25号

令和4年3月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法

律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 22 日から同年 4 月 5 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東 1 区 363 号線	東区福田町 字白岩 10 339 番地 2 地先から 東区福田町 字白岩 10 340 番地 3 地先まで	旧	メートル 5.50 ～ 6.50	メートル 141.60
			新	メートル 6.50 ～ 6.50	メートル 141.60

広島市告示(東区)第 26 号

令和 4 年 3 月 22 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 22 日から同年 4 月 5 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東 1 区 363 号線	東区福田町字白岩 1033 9 番地 2 地先から 東区福田町字白岩 1034 0 番地 3 地先まで	令和 4 年 3 月 2 2 日

広島市告示(南区)第 18 号

令和 4 年 3 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第 19 号

令和 4 年 3 月 1 日

広島駅南口第三 B 駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 4 年 2 月 28 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(南区)第 20 号

令和 4 年 3 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第 21 号

令和 4 年 3 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第 22 号

令和 4 年 3 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第 23 号

令和 4 年 3 月 9 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 9 日から同月 23 日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南 1 区 7 号線	南区松原町 10 番地 1 5 地先から 南区松原町 10 番地 4 0 地先まで	旧	メートル 15.00 ～ 15.10	メートル 152.04
			新	メートル 11.00 ～ 15.00	メートル 152.04

広島市告示(南区)第 24 号

令和 4 年 3 月 11 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第25号

令和4年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第26号

令和4年3月22日

広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第三B駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年3月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第27号

令和4年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第28号

令和4年3月24日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年3月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第29号

令和4年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第15号

令和4年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第16号

令和4年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第17号

令和4年3月7日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路（指定番号第16号）の指定を次のとおり取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第16号
- 2 取消しをする指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 3 指定取消しの年月日 令和4年3月7日
- 4 取消しをする指定道路の位置
 - 宇品観音線
 - 起点 広島市西区観音新町三丁目2760番82
 - 広島市西区観音新町四丁目2882番3
 - 終点 広島市西区観音新町三丁目68番2
 - 広島市西区観音新町四丁目2878番
 - 観音井口線
 - 起点 広島市西区観音新町二丁目98番1
 - 広島市西区観音新町四丁目2883番3
 - 終点 広島市西区観音新町二丁目103番
 - 広島市西区観音新町四丁目2874番1
- 5 取消しをする指定道路の幅員及び延長
 - 宇品観音線
 - 幅員 60～74メートル
 - 延長 465メートル
 - 観音井口線
 - 幅員 75～80メートル
 - 延長 390メートル

広島市告示（西区）第 18 号

令和 4 年 3 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 19 号

令和 4 年 3 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 20 号

令和 4 年 3 月 14 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について下記のとおり認定しましたので、同条第 6 項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

- 1 対象区域の位置 広島市西区福島町二丁目 9 番 1、9 番 2 及び 43 番
- 2 認定番号 第 R03 認定通知広島市建 40001 号
- 3 認定年月日 令和 4 年 3 月 14 日

広島市告示（西区）第 21 号

令和 4 年 3 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 22 号

令和 4 年 3 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 4 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 3 月 16 日
- 3 道路の位置 広島市西区観音新町四丁目 2874 番 17 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 28.87メートル

広島市告示（西区）第 23 号

令和 4 年 3 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 24 号

令和 4 年 3 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 25 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 26 号

令和 4 年 3 月 31 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第12号

令和4年3月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 令和4年3月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内五丁目の772番1の一部、772番3の一部、785番の一部及び772番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 5.00メートル

広島市告示（安佐南区）第13号

令和4年3月11日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第23号
- 2 指定年月日 令和4年3月11日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目の1087番10の一部、1091番の一部、1093番1の一部及び1094番5
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル～4.20メートル
延長 34.93メートル

広島市告示（安佐南区）第14号

令和4年3月15日

令和4年第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

- 招集日時 令和4年3月23日（水）午後4時
- 招集場所 佐東公民館 第1研修室
- 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 （第1号議案）令和4年度緑井財産区会計歳入歳出予算について

広島市告示（安佐南区）第15号

令和4年3月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共有物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年3月15日から同月29日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐南2区401号里道	上安二丁目263番1地先から243番1地先まで
	新		上安二丁目248番1地先から243番1地先まで

広島市告示（安佐南区）第16号

令和4年3月16日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年3月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐南区）第17号

令和4年3月18日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月18日から同年4月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区194号線	安佐南区緑井二丁目3732番地1地先から安佐南区緑井四丁目3709番地1地先まで	旧	5.30～5.90	25.2
			新	8.10～11.40	25.2

広島市告示（安佐南区）第18号

令和4年3月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月18日から同年4月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南 1 区 1 9 4 号 線	安佐南区緑井二丁目 3 7 3 2 番地 1 地先から 安佐南区緑井四丁目 3 7 0 9 番地 1 地先まで	令和 4 年 3 月 1 8 日

広島市告示（安佐南区）第 19 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

次のとおり、路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 2 5 日から同年 4 月 8 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
普通河川	旧	石丸川	安佐南区八木町 5 4 1 9 番 1 地先から用水 八木用水まで
	新	石丸川	安佐南区八木町 5 4 1 9 番 1 2 地先から用水 八木用水まで

広島市告示（安佐南区）第 20 号

令和 4 年 3 月 2 8 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 2 2 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 3 月 2 8 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区大塚西三丁目の 1 0 6 6 - 2 6、1 0 6 6 - 1 3 5 の一部、1 0 6 6 - 1 3 6 の一部、1 0 6 6 - 1 3 7 の一部、1 0 6 6 - 1 3 8 の一部、1 0 6 6 - 3 7 6 の一部及び 1 0 6 6 - 3 7 7 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4. 1 6 メートル～4. 2 6 メートル
延長 5 6. 1 2 メートル

広島市告示（安佐南区）第 21 号

令和 4 年 3 月 3 0 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 4 年 3 月 2 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 22 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 3 1 日から同年 4 月 1 4 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員 (m)	延長 (m)
市道	安佐南 4 区 1 4 8 号 線	安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 7 地先から 安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 1 1 地先まで	旧	4.00	40.00
			新	4.30 ~ 17.10	41.00

広島市告示（安佐南区）第 23 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 3 1 日から同年 4 月 1 4 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南 4 区 1 4 8 号 線	安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 7 地先から 安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 1 1 地先まで	令和 4 年 3 月 3 1 日

広島市告示（安佐南区）第 24 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

道路の供用を次のように廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 3 1 日から同年 4 月 1 4 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用廃止区間	供用廃止の期日
市道	安佐南 4 区 1 4 8 号 線	安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 8 地先から 安佐南区伴北五丁目 2 7 5 8 番地 9 地先まで	令和 4 年 3 月 3 1 日

広島市告示（安佐北区）第43号

令和4年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年3月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下市自治会（代表者 角田 博之）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Rows for 事務所 and 代表者の氏名住所.

広島市告示（安佐北区）第44号

令和4年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年12月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中応寺ファミリー自治会（代表者 渡邊 陽二）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Rows for 事務所 and 代表者の氏名及び住所.

広島市告示（安佐北区）第45号

令和4年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年10月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小野原中自治会（代表者 丸本 礼治）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Rows for 事務所 and 代表者の氏名住所.

広島市告示（安佐北区）第46号

令和4年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年8月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した勝木自治会（代表者 迎川 康樹）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Rows for 事務所 and 代表者の氏名住所.

広島市告示（安佐北区）第47号

令和4年3月3日

道路法（昭和27年法律第180号）による事業計画のある次の道路を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第1号
2 指定年月日 令和4年3月3日
3 路線名 一般国道191号線 安佐北3区藤ノ森大毛寺線
4 指定区間 (起点) 安佐北区亀山四丁目1062番8地先 (終点) 安佐北区亀山三丁目1382番8地先
5 幅員 6.50m~17.465m
6 延長 152.9m

広島市告示（安佐北区）第48号

令和4年3月8日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転

車等については、2月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 4 9 号

令和 4 年 3 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、2月21日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第 5 0 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月4日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したふじランド町内会（代表者 松野 茂）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新, 事務所, 代表者の氏名及び住所

広島市告示（安佐北区）第 5 1 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年8月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した勝木自治会（代表者 前原 実）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新

Table with 3 columns: 事務所, 代表者の氏名及び住所

広島市告示（安佐北区）第 5 2 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m)

広島市告示（安佐北区）第 5 3 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日

市道	安佐北3区335号線	安佐北区可部町大字上町屋字馬通シ10586番地1地先から安佐北区可部町大字上町屋字迫野谷10750番地1地先まで	令和4年3月14日
----	------------	--	-----------

広島市告示（安佐北区）第54号

令和4年3月15日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和4年3月15日から同月29日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-F3-K正田-10-41号水路の一部	安佐北区大林二丁目1901番1地先から同所1902番5地先まで

広島市告示（安佐北区）第55号

令和4年3月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年3月17日から同月31日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北2区154号里道	安佐北区深川一丁目972番3地先から同所964番12地先まで
	新	安佐北2区154号里道	安佐北区深川一丁目967番6地先から同所964番12地先まで

広島市告示（安佐北区）第56号

令和4年3月17日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和4年3月17日から同月31日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-F2-H下原-19-9号水路の一部	安佐北区深川一丁目972番3地先から同所967番6地先まで

広島市告示（安佐北区）第57号

令和4年3月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年3月17日から同月31日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北2区130号里道	安佐北区深川一丁目925番1地先から同所地先まで
	新	安佐北2区130号里道	安佐北区深川一丁目916番59地先から同所地先まで

広島市告示（安佐北区）第58号

令和4年3月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、令和4年3月23日から同年4月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北2区1364号里道	安佐北区小河原町字片山1083番6地先から同所1083番3地先まで
里道	安佐北2区1377号里道	安佐北区小河原町字片山1079番地先から同所1079番地先まで

広島市告示（安佐北区）第59号

令和4年3月23日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和4年3月23日から同年4月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-F2-0片山-7-24号水路	安佐北区小河原町字片山1083番1地先から同所1083番3地先まで
水路	K3-F2-0片山-7-28号水路	安佐北区小河原町字片山1083番6地先から同所1083番7地先まで

広島市告示（安佐北区）第60号

令和4年3月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

す。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 23 日から同年 4 月 6 日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区分	路線名等	新旧別	経過区間
里 道	安佐北 3 区 2 5 2 0 号里道	旧	安佐北区三入一丁目乙 1 3 0 1 番地先から同所 1 3 0 4 番地先まで
		新	安佐北区三入一丁目 1 3 0 3 番 1 地先から同所 1 3 0 5 番 1 地先まで

広島市告示（安佐北区）第 6 1 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 23 日から同年 4 月 6 日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水 路	K 3 - F 3 - M 峠河内 - 1 9 - 1 1 号水路	安佐北区三入一丁目 1 3 0 8 番地先から同所 1 3 0 2 番地先まで
水 路	K 3 - F 3 - M 峠河内 - 1 9 - 2 号水路の一部	安佐北区三入一丁目 1 2 9 8 番地先から同所 1 3 1 0 番 1 地先まで
水 路	K 3 - F 3 - M 峠河内 - 1 9 - 1 2 号水路の一部	安佐北区三入一丁目 1 3 1 0 番 1 地先から同所 1 3 1 0 番 1 地先まで

広島市告示（安佐北区）第 6 2 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 25 日から同年 4 月 8 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市 道	安佐北 1 区 2 8 号線	安佐北区白木町大字三田字東海戸 7 7 1 7 番地 1 地先から	旧	2.50	89.55
		安佐北区白木町大字三田字古川 5 2 2 番地 6 地先まで		5.00	
		安佐北区白木町大字三田字古川 5 2 2 番地 6 地先まで	新	5.60	
				6.20	

広島市告示（安佐北区）第 6 3 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 25 日から同年 4 月 8 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	安佐北 1 区 2 8 号線	安佐北区白木町大字三田字東海戸 7 7 1 7 番地 1 地先から 安佐北区白木町大字三田字古川 5 2 2 番地 6 地先まで	令和 4 年 3 月 2 5 日

広島市告示（安佐北区）第 6 4 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 25 日から同年 4 月 8 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市 道	安佐北 3 区 8 2 号線	安佐北区可部東五丁目 1 9 9 番地 2 地先から 安佐北区可部東五丁目 4 5 0 番地 地先まで	旧	3.50 ～ 5.50	97.60
			新	5.50 ～ 34.90	

広島市告示（安佐北区）第 6 5 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 25 日から同年 4 月 8 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	安佐北 3 区 8 2 号線	安佐北区可部東五丁目 1 9 9 番地 2 地先から 安佐北区可部東五丁目 4 5 0 番地 地先まで	令和 4 年 3 月 2 5 日

広島市告示（安佐北区）第 6 6 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月29日から同年4月12日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区82号線	安佐北区可部東六丁目673番地10地先から 安佐北区可部町大字上原字新建10673番地27地先まで	旧	4.80 ～ 8.77	112.18
			新	5.40 ～ 17.00	

広島市告示（安佐北区）第67号

令和4年3月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月29日から同年4月12日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区82号線	安佐北区可部東六丁目673番地10地先から 安佐北区可部町大字上原字新建10673番地27地先まで	令和4年3月29日

広島市告示（安佐北区）第68号

令和4年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月30日から同年4月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区225号線	安佐北区三入二丁目544番地地先から 安佐北区三入二丁目543番地1地先まで	旧	3.70 ～ 4.70	21.60
			新	4.00 ～ 4.70	

広島市告示（安佐北区）第69号

令和4年3月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月30日から同年4月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区225号線	安佐北区三入二丁目544番地地先から 安佐北区三入二丁目543番地1地先まで	令和4年3月30日

広島市告示（安佐北区）第70号

令和4年3月30日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

なお、関係図書は、令和4年3月30日から安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
亀山南第五公園	安佐北亀山南一丁目1014番7	令和4年3月30日	別紙図面のとおり
亀山南第六公園	安佐北亀山南一丁目1007番1		

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第71号

令和4年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月30日から同年4月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区82号線	安佐北区可部東六丁目673番地62地先から 安佐北区可部東六丁目673番地64地先まで	旧	4.40 ～ 4.40	10.52
			新	4.40 ～ 6.23	

広島市告示（安佐北区）第72号

令和 4 年 3 月 30 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北 3 区 8 2 号線	安佐北区可部東六丁目 6 7 3 番地 6 2 地先から 安佐北区可部東六丁目 6 7 3 番地 6 4 地先まで	令和 4 年 3 月 30 日

広島市告示（安佐北区）第 73 号

令和 4 年 3 月 30 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市道	安佐北 3 区 8 2 号線	安佐北区可部東五丁目 2 9 5 番地 1 1 地先から 安佐北区可部東六丁目 6 7 2 番地 8 8 地先まで	旧	4.25 ～ 15.77	177.07
			新	4.25 ～ 21.20	

広島市告示（安佐北区）第 74 号

令和 4 年 3 月 30 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北 3 区 8 2 号線	安佐北区可部東五丁目 2 9 5 番地 1 1 地先から 安佐北区可部東六丁目 6 7 2 番地 8 8 地先まで	令和 4 年 3 月 30 日

広島市告示（安芸区）第 18 号

令和 4 年 3 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4

4 第 4 項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた区分出納員
安芸区役所市民部中野出張所 事務補助員（会計年度任用職員）田口 美智子（畑賀連絡所）
- 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条に規定する手数料（連絡所の所管事務に係るものに限る）の収納
- 委任年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 委任期間
令和 4 年 3 月 1 日から同月 31 日まで

広島市告示（安芸区）第 19 号

令和 4 年 3 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安芸区）第 20 号

令和 4 年 3 月 1 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（安芸区）第 21 号

令和 4 年 3 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、瀬野川公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委託を受けた者
広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号
株式会社第一ビルサービス

代表取締役 杉川 聡

2 委託した期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第22号

令和4年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安芸区）第23号

令和4年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月16日から同月30日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
一般県道	瀬野船越線	安芸区中野四丁目2337番地1地先から安芸区中野四丁目2333番地2地先まで	旧	メートル 3.20 ～ 3.70	メートル 95.50
			新	メートル 3.90 ～ 5.65	メートル 95.50
市道	安芸1区114号線	安芸区中野四丁目2337番地1地先から安芸区中野四丁目2339番地1地先まで	旧	メートル 4.00 ～ 8.80	メートル 35.50
			新	メートル 4.70 ～ 11.90	メートル 35.50

広島市告示（安芸区）第24号

令和4年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月16日から同月30日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
一般県道	瀬野船越線	安芸区中野四丁目2337番地1地先から安芸区中野四丁目2332	令和4年3月16日

市道	安芸1区114号線	番地2地先まで 安芸区中野四丁目2337番地1地先から 安芸区中野四丁目2339番地1地先まで	令和4年3月16日

広島市告示（安芸区）第25号

令和4年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安芸区）第26号

令和4年3月16日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別表のとおり

別表 略

広島市告示（安芸区）第27号

令和4年3月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 令和4年3月30日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目776番6の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 28.30メートル

広島市告示（安芸区）第28号

令和4年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月30日から同年4月13日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区100号線	安芸区中野一丁目782番地3地先から安芸区中野一丁目782番地3地先まで	旧	メートル 3.86 ～ 23.27	メートル 16.80
			新	メートル 3.86 ～ 23.27	メートル 16.80

広島市告示（安芸区）第29号

令和 4 年 3 月 3 0 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月30日から同年4月13日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸1区99号線	安芸区中野一丁目782番地3地先から安芸区中野一丁目782番地3地先まで	令和4年3月30日
市道	安芸1区100号線	安芸区中野一丁目782番地3地先から安芸区中野一丁目782番地3地先まで	令和4年3月30日
市道	安芸1区674号線	安芸区中野一丁目782番地3地先から安芸区中野一丁目782番地3地先まで	令和4年3月30日

広島市告示（佐伯区）第21号

令和 4 年 3 月 2 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和4年2月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第22号

令和 4 年 3 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第23号

令和 4 年 3 月 3 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和4年3月3日から同年同月17日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

種類	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	佐伯1区875号里道	佐伯区五日市町上河内529番地先から佐伯区五日市町上河内529番地先まで
水路	K3-H-29-21-20号水路	佐伯区五日市町上河内526番1地先から佐伯区五日市町上河内529番地先まで

広島市告示（佐伯区）第24号

令和 4 年 3 月 4 日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定により、公共下水道敷と海老園第六公園（仮称）との兼用工作物の管理の方法について、協議が成立したので、同条第2項の規定により公示します。

その関係書類は、令和4年3月4日から令和4年3月19日まで、佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第25号

令和 4 年 3 月 7 日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、令和4年3月22日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

公園名称	所在地	供用開始の期日	区域
こころ第十一公園	広島市佐伯区石内北三丁目5010番17	令和4年3月7日	別図のとおり
	広島市佐伯区石内北三丁目5010番18		
	広島市佐伯区石内北三丁目5010番220		

別図 略

広島市告示（佐伯区）第26号

令和4年3月7日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、令和4年3月22日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

公園名称	所在地	供用開始の期日	区域
こころ第四緑地	広島市佐伯区石内北二丁目5005番6	令和4年3月7日	別図のとおり

別図略

広島市告示（佐伯区）第27号

令和4年3月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月9日から同月23日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
県道	一般県道原田五日市線	佐伯区五日市中央六丁目1742番地6地先から佐伯区五日市中央六丁目1742番地1地先まで	旧	メートル 15.2 ～ 15.8	メートル 18.9
			新	メートル 15.2 ～ 16.6	メートル 18.9
市道	佐伯4区342号線	佐伯区五日市中央六丁目1742番地6地先から佐伯区五日市中央六丁目1742番地8地先まで	旧	メートル 8.1 ～ 13.6	メートル 31.5
			新	メートル 8.3 ～ 13.6	メートル 31.5

広島市告示（佐伯区）第28号

令和4年3月9日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年3月9日から同月23日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
県道	一般県道原田五日市線	佐伯区五日市中央六丁目1742番地6地先から佐伯区五日市中央六丁目1742番地1地先まで	令和4年3月9日
		佐伯区五日市中央六丁目1742番地8地先まで	令和4年3月9日

広島市告示（佐伯区）第29号

令和4年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（佐伯区）第30号

令和4年3月10日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和4年3月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示（佐伯区）第31号

令和4年3月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和4年3月10日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡三丁目の1038番1の一部、1038番2の一部及び1038番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 25.61メートル

広島市告示（佐伯区）第32号

令和 4 年 3 月 1 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 33 号

令和 4 年 3 月 1 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 34 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 4 年 3 月 1 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 35 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 36 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 37 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 4 年 3 月 2 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 38 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第 5 号

令和 4 年 3 月 1 日

令和 4 年 3 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 75 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
19,662 人
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び第 86 条第 1 項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に

6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,887人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中区 38,337人
- 東区 32,865人
- 南区 39,260人
- 西区 51,832人
- 安佐南区 65,432人
- 安佐北区 39,875人
- 安芸区 21,446人
- 佐伯区 38,653人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,849人

広島市選挙管理委員会告示第6号

令和4年3月10日

令和4年3月10日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,662人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,888人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自

治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中区 38,337人
- 東区 32,865人
- 南区 39,260人
- 西区 51,832人
- 安佐南区 65,432人
- 安佐北区 39,875人
- 安芸区 21,449人
- 佐伯区 38,653人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,850人

広島市選挙管理委員会告示第7号

令和4年3月10日

令和4年3月20日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和4年3月11日からとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第8号

令和4年3月10日

広島市議会議員安佐北区選挙区における議員の欠員の数が2人（定数7人）となったことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じました。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第9号

令和4年3月11日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、広島市議会議員の補欠選挙を、次のとおり行います。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

- 1 選挙期日 令和4年3月20日
- 2 選挙区 安芸区選挙区
- 3 選挙すべき議員の数 1人

広島市選挙管理委員会告示第10号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

6,096,900円

広島市選挙管理委員会告示第11号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第12号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所3階第一会議室
- 2 日時 令和4年3月21日 午前10時開始

広島市選挙管理委員会告示第13号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

広島市選挙管理委員会告示第14号

令和4年3月11日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年広島市条例第42号）第4条第2項の規定により、令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第15号

令和4年3月11日

令和4年4月24日執行予定の広島市議会議員安佐北区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録の基準日」という。）を、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

登録の基準日 令和4年4月14日。ただし、年齢については、選挙期日（令和4年4月24日）により算定する。

広島市選挙管理委員会告示第16号

令和4年3月11日

令和4年4月24日執行予定の広島市議会議員安佐北区選挙区補欠選挙において、選挙管理委員会が候補者に交付するものうち、次のものに押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項の規定による選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機に取り付ける表示板
- 2 同法第141条の2第2項の規定による自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着用する腕章
- 3 同法第164条の5第2項の規定による街頭演説のために使用する標旗
- 4 同法第164条の7第2項の規定による街頭演説において選挙運動に従事する者が着用する腕章

広島市選挙管理委員会告示第17号

令和4年3月11日

令和4年4月24日執行予定の広島市議会議員安佐北区選挙区補欠選挙において、選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の8第3項により準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた政党その他の政治団体に交付す

るもののうち、同法第201条の11第3項の規定による政治活動のために使用する自動車に取り付ける表示板に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

~~~~~  
**広島市選挙管理委員会告示第18号**

令和4年3月21日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

~~~~~  
広島市選挙管理委員会告示第19号

令和4年3月28日

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 書記長

（書記長に充てる職員）

第19条の2 書記長は、人事委員会事務局長をもつてこれに充てる。

第22条第1項中「ときは」の右に「、担当課長」を加える。

第23条の見出しを「（事務局の職員に充てる職員）」に改め、同条第2項中「企画総務局総務課区政係」を「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係」に改める。

第25条第5項中「課長補佐」を「担当課長、課長補佐」に改める。

別表第1中

専ら庶務、啓発及び広報を担当する課長	企画総務局総務課長	を
--------------------	-----------	---

専ら庶務及び啓発を担当する課長	企画総務局総務課長	に
専ら広報を担当する課長	企画総務局区政課長	

改め、同表専ら広報を担当する主任の項中「企画総務局総務課区政係長」を「企画総務局区政課区政係長」に改め、同表専ら広報を担当する課長補佐の項中「企画総務局総務課区政係課長補佐」を「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の課長補佐」に改め、同表専ら広報を担当する主幹の項中「企画総務局総務課区政係主幹」を「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の主幹」

に改め、同表専ら広報を担当する主査の項中「企画総務局総務課区政係主査」を「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の主査」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
**区 選 管 告 示**  
~~~~~

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第1号

令和4年3月16日

広島市議会議員安佐北区選挙区補欠選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大 本 和 則

- 1 登録の移替えをしない期間
令和4年3月22日から同年4月24日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和4年4月25日から行う。

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号**

令和4年3月1日

広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟 井 良 祐

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和4年3月2日から同月20日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和4年3月21日から行う。

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第2号

令和4年3月10日

令和4年3月20日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 粟 井 良 祐

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第3号**

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 4 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

| 期日前投票所<br>開設場所              | 所在地                        | 期間                                                            |
|-----------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3 階第 1 会議室      | 広島市安芸区船越南<br>三丁目 4 番 3 6 号 | 令和 4 年 3 月 1 2 日<br>から<br>同月 1 9 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所           | 広島市安芸区中野三<br>丁目 2 0 番 9 号  | 令和 4 年 3 月 1 2 日<br>から<br>同月 1 9 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所           | 広島市安芸区阿戸町<br>6 2 5 7 番地の 2 | 令和 4 年 3 月 1 2 日<br>から<br>同月 1 9 日まで                          |
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所           | 広島市安芸区矢野東<br>五丁目 7 番 1 8 号 | 令和 4 年 3 月 1 2 日<br>から<br>同月 1 9 日まで                          |
| エールエール A 館<br>エントランスプラ<br>ザ | 広島市南区松原町 9<br>番 1 号        | 令和 4 年 3 月 1 7 日<br>から<br>同月 1 9 日まで<br>午前 1 0 時から午後<br>8 時まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 5 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 6 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選

挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 7 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 3 階 第 1 会議室
  - 2 日 時 令和 4 年 3 月 1 1 日 午後 5 時 5 0 分
- ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 3 階 第 4 会議室
- (2) 日 時 令和 4 年 3 月 1 7 日 午後 6 時

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 8 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

- 1 場 所 広島市安芸区矢野東二丁目 1 6 番 1 号  
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日 時 令和 4 年 3 月 2 0 日 午後 9 時 2 0 分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

令和 4 年 3 月 2 0 日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

次のとおり 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第10号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのごくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会 委員長 栗井良祐

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのごくじ
(1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 広島市安芸区役所 3階 第4会議室
(2) 日時 令和4年3月17日 午後5時20分
2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのごくじ
(1) 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号 広島市立矢野中学校 体育館
(2) 日時 令和4年3月20日 午後8時30分

区選管委員長告示

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和4年3月11日

令和4年3月20日執行の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会 委員長 栗井良祐

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所 3階 第1会議室
広島市安芸区中野三丁目20番9号
広島市安芸区役所中野出張所
広島市安芸区阿戸町6257番地の2
広島市安芸区役所阿戸出張所
広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
広島市安芸区役所矢野出張所
広島市南区松原町9番1号
エールエールA館エントランスプラザ

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第1号

令和4年3月15日
勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会 委員長 飯田恭示

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が記名押印して」を削り、同項第1号中「職名、氏名、住所、生年月日、所属部局及び勤務場所」を「氏名、住所、生年月日、職及び所属」に改める。

第2条第2項第2号及び第4号並びに第3条第1項及び第3項中「要求すべき措置」を「要求事項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市人事委員会規則第2号

令和4年3月15日

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会 委員長 飯田恭示

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「し、審査請求人が記名押印」を削り、同項第1号中「生年月日」の右に「並びに審査請求人が現に職員である場合はその職及び所属」を加え、同項第2号中「所属部局」を「所属」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 法第49条の3に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第6条第2項に規定する正当な理由

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があるときは、期限内に提出されたものとみなす。

第10条第12項及び第16項中「署名押印」を「署名」に改める。

第13条第2項第6号中「記録」の右に「（証人尋問において第10条第14項の措置を執つたときは、その旨を含む。）」を加える。

第17条第2項各号を次のように改める。

- (1) 当事者の表示
- (2) 主文
- (3) 事実及び争点
- (4) 理由
- (5) 裁決の年月日

第 19 条第 4 項中「再審を請求しようとする者が記名押印して」を削り、同項第 1 号中「生年月日」の右に「並びに再審の請求をする者が現に職員である場合はその職及び所属」を加え、同項第 2 号中「時期」を「年月日」に改める。

第 19 条第 4 項第 3 号、第 20 条第 1 項及び第 21 条中「事由」を「理由」に改める。

第 22 条及び第 23 条を次のように改める。

(再審の結果執るべき措置)

第 22 条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行わなければならない。

(準用)

第 23 条 第 3 章（第 11 条及び第 12 条の規定を除く。）及び前章（第 17 条第 3 項後段の規定を除く。）の規定は、再審について準用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

広島市人事委員会規則第 3 号
令和 4 年 3 月 15 日

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 飯田 恭 示

**学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の
審査の請求に関する規則の一部を改正する規則**

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成 14 年広島市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「学校医等」という。）」を削る。

第 2 条第 2 項中「し、審査請求人が記名押印」を削り、同項第 1 号中「担当学校名及び職名」を「職及び担当学校名」に改め、同項第 2 号中「災害を受けた学校医等」及び「その学校医等」を「災害を受けた者」に改める。

第 6 条第 2 項中「送達」を「送付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

**広島市人事委員会規則第 4 号**  
令和 4 年 3 月 15 日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年広島市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 5 項中「を受ける場合」を「に係る通院等を行う場合」に改め、「5 日」の右に「（体外受精その他の頻繁な通院が必要な治療を受ける場合にあつては、10 日）」を加え、同表第 12 項及び第 13 項中「あつては」を「あつては、」に改め、同表第 13 項中「出産の日後 8 週間を経過する日」を「出産に係る子が 1 歳に達する日」に改め、同表第 21 項中「よる職員の現住居の滅失又は破壊」を「より職員の現住居が滅失又は損壊した場合、職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合その他これらに準ずる場合」に改める。

**附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

広島市人事委員会規則第 5 号
令和 4 年 3 月 15 日

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 飯田 恭 示

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年広島市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

**広島市人事委員会規則第 6 号**  
令和 4 年 3 月 31 日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 54 年広島市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のアの表 4 級の項を次のように改める。

|     |               |
|-----|---------------|
| 4 級 | 1 旅券センター所長の職務 |
|-----|---------------|

- 2 戸籍・住民票事務センター所長の職務
- 3 市役所サービス・コーナー所長の職務
- 4 税務室長の職務で人事委員会が認めたもの

別表第1のカの表6級の項中「動物管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**教育委員会規則**

**広島市教育委員会規則第1号**

令和4年3月25日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市立高等学校学則の一部を改正する規則**

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「ものについてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）、成年のものについてはその保証人をいう。以下同様とする」を「者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者をいう。以下同じ」に改め、同条第2項中「代理人及び保証人は、その高等学校の通学区域内に居住し、」を「その者を現に監護する者は」に、「成年者」を「成年に達した者」に改め、同条第3項を削る。

第37条の見出しを「（通信教育連携協力施設）」に改め、同条第1項中「実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高等学校（以下「協力校」という。）」を「通信教育連携協力施設（実施校の行う通信教育について連携協力を行う施設をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「協力校」を「通信教育連携協力施設」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**広島市教育委員会規則第2号**

令和4年3月25日

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則**

広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「前条の通学区域内に住所等を有する保護者

（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）」を「保護者（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者）」に改め、同条第2項中「代理人」を「その者を現に監護する者」に、「成年者」を「成年に達した者」に改め、同条第3項中「代理人」を「その者を現に監護する者」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**広島市教育委員会規則第3号**

令和4年3月25日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 一次選抜 学力検査を伴う入学者の選抜（帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。
- (2) 二次選抜 一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。

第3条第3項中「選抜（Ⅲ）」を「二次選抜」に改める。

第4条中「保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者をい、親権の行う者のないときは、未成年後見人）」を「保護者等（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者については本人）」に改める。

第5条中「保護者」を「保護者等」に改める。

附則第3項中「選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）」を「一次選抜」に改め、「（選抜（Ⅰ）にあっては選抜（Ⅰ）の入学定員の100分の30の範囲内）」を削り、「保護者」を「保護者等」に、「選抜（Ⅱ）の入学定員」を「一次選抜の入学定員」に改める。

**附 則**

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第2条の改正規定、第3条の改正規定、附則第3項の改正規定（「保護者」を「保護者等」に改める部分を除く。）及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の広島市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「新規規則」という。）に基づく令和5年度の広島市立高等学校への入学に関して必要な行為は、同号に掲げる規定の施行の日前においても、行うことがで

きる。

3 新規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に入学する者から適用し、同日前に広島市立高等学校に在学している者については、なお従前の例による。

広島市教育委員会規則第 4 号

令和 4 年 3 月 25 日

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成 25 年広島市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）」を「保護者等（未成年の者については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者を、成年に達した者については本人）」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条及び附則第 2 項中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市教育委員会規則第 5 号

令和 4 年 3 月 25 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和 42 年広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 2 条中「準用する」の右に「。この場合において、第 3 1 条第 3 号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費を負担する者」と、第 3 4 条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」と、第 4 9 条第 2 項及び第 3 項中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費を負担する者」と読み替えるものとする」を加える。

第 6 8 条の 9 第 1 項中「この場合において」の右に「、第 3 1 条第 3 号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費

を負担する者」と、第 3 4 条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」とを、「第 6 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の職員」との右に「、第 4 9 条第 2 項及び第 3 項中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費を負担する者」と」を加える。

第 7 4 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」との右に「、同条第 3 号中「保護者」とあるのは「児童又は未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費を負担する者」とを、「第 7 0 条第 1 項及び第 2 項の職員」との右に「、第 4 9 条第 2 項及び第 3 項中「保護者」とあるのは「児童又は未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に必要な経費を負担する者」と」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島市教育委員会規則第 6 号

令和 4 年 3 月 25 日

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島市立特別支援学校学則（昭和 57 年広島市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「その親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人」を「学校教育法第 16 条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者」に改め、同条第 3 項中「代理人及び保証人」を「その者を現に監護する者」に、「成年の者」を「成年に達した者」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第 4 号

令和 4 年 3 月 1 日

令和 4 年 2 月 25 日付け広島市教育委員会告示第 3 号で告示した広島市教育委員会議（定例会）の議題のうち、次の議題を取り下げる。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

議 題（取下げ）

【公開予定議題】

令和3年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告）

広島市教育委員会告示第5号

令和4年3月7日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

| 文書名            | 印影を印刷する公印の名称 |
|----------------|--------------|
| 任命書（学校運営協議会委員） | 広島市教育委員会印    |

広島市教育委員会告示第6号

令和4年3月22日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和4年3月25日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 広島市ハイスクールビジョン及びハイスクールビジョン推進プログラムの中間見直しについて（報告）
- (2) 令和4年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）
- (3) 広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）
- (4) 学校運営協議会の設置について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 事務局職員の人事について（議案）
- (6) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第7号

令和4年3月28日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和4年3月30日（水） 午前10時
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 令和3年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告）

- (2) 令和4年度広島市教員研修計画について（報告）

水道局規程

広島市水道局規程第1号

令和4年3月8日

広島市水道局無線通信管理規程を廃止する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道局無線通信管理規程を廃止する規程

広島市水道局無線通信管理規程（昭和58年広島市水道局規程第10号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第2号

令和4年3月8日

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程

広島市水道局会計規程（昭和45年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第112条第1項中「5月20日までに」を「経過後、」に、「受けなければならない。」を「受け、管理者は、5月31日までに市長に提出しなければならない。」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第3号

令和4年3月28日

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（広島市水道局事務分掌規程の一部改正）

第1条 広島市水道局事務分掌規程（平成26年広島市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「府中浄水場」を削る。

第3条第8項第4号中「審査員会」を「審査委員会」に改める。

|       |       |              |     |   |
|-------|-------|--------------|-----|---|
| 別表第1中 | 佐伯営業所 | 広島市佐伯区海老園二丁目 | 佐伯区 | を |
|-------|-------|--------------|-----|---|

別表第2中

|         |                    |                    |
|---------|--------------------|--------------------|
|         | 11番41号             |                    |
| 佐伯営業所   | 広島市佐伯区海老園二丁目11番41号 | 佐伯区、山県郡安芸太田町の一部    |
| 西部管理事務所 | 広島市佐伯区海老園二丁目11番41号 | 西区、佐伯区             |
| 西部管理事務所 | 広島市佐伯区海老園二丁目11番41号 | 西区、佐伯区、山県郡安芸太田町の一部 |

に、をに改

める。

(広島市水道局業務改善推進員設置規程の一部改正)

第2条 広島市水道局業務改善推進員設置規程(昭和42年広島市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表技術部の部中

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 高陽浄水場   |   | 1 |
| 府中浄水場   |   | 1 |
| 中部管理事務所 | 1 | 1 |

をに改め

る。

(広島市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第3条 広島市水道局庁舎管理規程(昭和45年広島市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を削る。

第3条第2項第9号を削る。

第14条の表中

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 佐伯庁舎 | 午前8時30分 | 午後5時15分 |
| 府中庁舎 | 午前7時30分 | 午後5時30分 |

をに

改める。

(広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第4条 広島市水道局自家用電気工作物保安規程(昭和44年広島市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(法定事業者検査の体制)

第13条の2 法定事業者検査は、統括電気主任技術者又は電気主任技術者の監督の下で実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

| 施設名   | 管理責任者       |
|-------|-------------|
| 基町庁舎  | 企画総務課長      |
| 佐伯庁舎  | 営業部佐伯営業所長   |
| 安佐北庁舎 | 技術部北部管理事務所長 |

|             |
|-------------|
| 牛田浄水場       |
| 戸坂取水場       |
| 己斐高地区ポンプ所   |
| 祇園高地区ポンプ所   |
| 牛田高地区ポンプ所   |
| 山田第一ポンプ所    |
| 古田台ポンプ所     |
| 黄金山ポンプ所     |
| 府中浄水場       |
| 瀬野川受水場      |
| 矢野受水場       |
| 瀬戸ハイム第一ポンプ所 |
| 瀬野南ポンプ所     |
| 矢野南第一ポンプ所   |
| 瀬野西第一ポンプ所   |
| 瀬野西第二ポンプ所   |
| 瀬野川第四調整池    |
| 府中ポンプ所      |
| 移動用発電設備     |
| 緑井浄水場       |
| 八木取水場       |
| 後山第一ポンプ所    |
| 後山第二ポンプ所    |
| 後山第三ポンプ所    |
| 毘沙門台第一ポンプ所  |
| 毘沙門台第二ポンプ所  |
| 高取第一ポンプ所    |
| 沼田ポンプ所      |
| 大塚西ポンプ所     |
| 広島広域公園ポンプ所  |
| 坪井受水場       |
| 河内受水場       |
| 五月が丘第一ポンプ所  |
| 五月が丘第二ポンプ所  |
| 五月が丘第三ポンプ所  |
| 藤の木ポンプ所     |
| 観音台第二ポンプ所   |
| 河内南ポンプ所     |
| 伴南ポンプ所      |
| 久地第一ポンプ所    |
| 伴西第一ポンプ所    |
| 山本新町第一ポンプ所  |
| 山本新町第二ポンプ所  |
| 湯来水道ステーション  |
| 桐浄水場        |
| 大谷浄水場       |
| 雲出調整池       |
| 鹿ノ道浄水場      |
| 鹿ノ道取水場      |
| 石内北ポンプ所     |
| 石内東ポンプ所     |
| 移動用発電設備     |

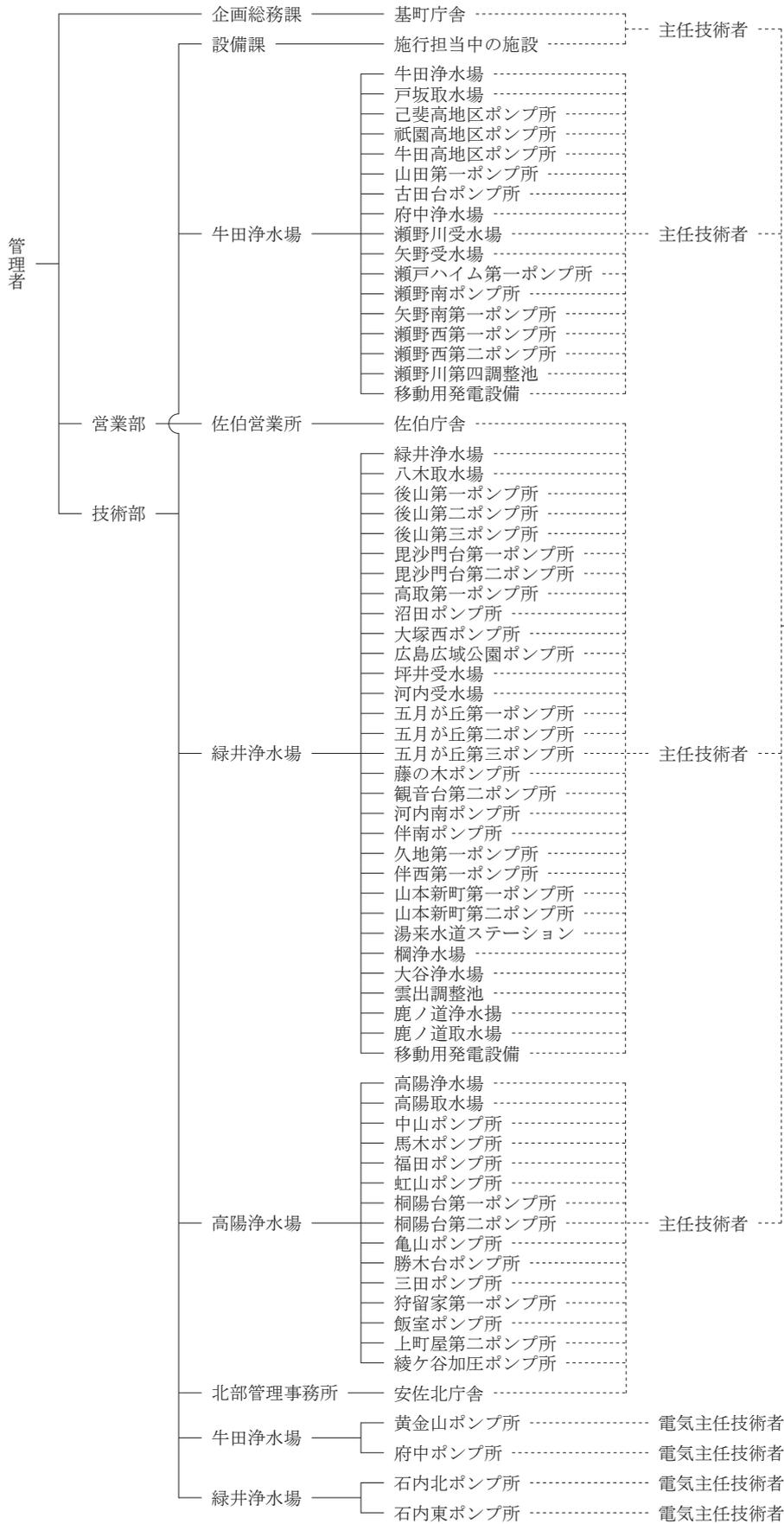
技術部牛田浄水場長

技術部緑井浄水場長

|           |           |
|-----------|-----------|
| 高陽浄水場     | 技術部高陽浄水場長 |
| 高陽取水場     |           |
| 中山ポンプ所    |           |
| 馬木ポンプ所    |           |
| 福田ポンプ所    |           |
| 虹山ポンプ所    |           |
| 桐陽台第一ポンプ所 |           |
| 桐陽台第二ポンプ所 |           |
| 亀山ポンプ所    |           |
| 勝木台ポンプ所   |           |
| 三田ポンプ所    |           |
| 狩留家第一ポンプ所 |           |
| 飯室ポンプ所    |           |
| 上町屋第二ポンプ所 |           |
| 綾ヶ谷加圧ポンプ所 |           |

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)



備考 ---- は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務の体制を示す。

(広島市水道局就業規則の一部改正)

第5条 広島市水道局就業規則(昭和28年広島市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「府中浄水場」を削る。

(広島市水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第6条 広島市水道局安全衛生管理規程(昭和61年広島市水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第2号」を「第3号」に改める。

別表第1中「府中浄水場」を削る。

別表第2特殊健康診断の部中「塩素健康診断」を「歯科特殊健康診断」に、「塩素を取り扱う」を「酸等を取り扱う」に、「特定化学物質等健康診断」を「特定化学物質健康診断」に、「特定化学物質等(塩素を除く。)」を「特定化学物質」に改め、「又は当該有機溶剤を5パーセントを超えて含有する有機溶剤含有物」を削り、「14日」を「30日」に改め、同表特別健康診断の部中「VDT作業」を「情報機器作業」に改める。

別表第3中「VDT作業」を「情報機器作業」に改める。

(広島市水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第7条 広島市水道局安全衛生委員会規程(昭和61年広島市水道局規程第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「府中浄水場」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第4号

令和4年3月30日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

(別紙)

平成30年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
(こども未来局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
平成31年2月5日(広島市監査公表第1号)
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和4年3月4日(広こ企第97号)(広こ企第98号)
- 4 監査のテーマ  
子ども・子育て支援事業の事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に認識された修繕件数について  
(所管課:こども未来局保育企画課)

| 監 査 の 結 果                           | 措 置 の 内 容             |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 保育園修繕等委託契約について、特命随意契約とする理由を記載した「平成2 | 監査の結果を受けて、令和2年度から広島市保 |

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程

広島市水道局就業規則(昭和28年広島市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項中「よる職員の現住居の滅失又は破壊」を「より職員の現住居が滅失又は損壊した場合、職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合その他これらに準ずる場合」に、同表の15の項中「あつては」を「あつては、」に、同表の16の項中「あつては」を「あつては、」に、「出産の日後8週間を経過する日」を「出産に係る子が1歳に達する日」に、同表の22の項中「を受ける場合」を「に係る通院等を行う場合」に改め、「5日」の右に「(体外受精その他の頻繁な通院が必要な治療を受ける場合にあつては、10日)」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

監査公表

広島市監査公表第5号

令和4年3月11日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 宮 崎 誠 克  
同 森 畠 秀 治

包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

9 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」には、「当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。」という記載がある。これは平成 24 年度においても同じ記載がされており、担当課は前年度の記載を修正せずに毎年度流用している。

年間処理件数は年度によって変動するものであり、平成 28 年度の修繕指示件数 2,481 件、平成 29 年度の修繕指示件数 2,603 件ともに特命随意契約とする理由に記載された「約 2,700 件余り」を大きく下回っている。

特命随意契約を締結する理由の 1 つである事務量の多さの根拠である件数を事実に基づかない数字の記載をすることは、書類作成の事務として不適切であり、正確性に留意した記載を行う必要がある。

保育園維持補修等業務の委託に係る起案文書に特命随意契約とする理由中にある「また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、」との文言を削除し、これに代わって当該起案文書に直近 3 か年の修繕件数実績を添付し、膨大な事務量である根拠としている。

6 監査の意見及び対応の内容

公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について  
 (所管課：こども未来局保育企画課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成 25 年度包括外部監査結果報告書において、保育園修繕等委託契約に関して「具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置付けることが望ましい。」という監査の意見が提示され、その対応として、担当課は「業務報告書」及び「業務報告書の内訳（修繕内容等一覧）」（以下「業務報告書の内訳」という。）を一般財団法人広島市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）から月次で徴取している。</p> <p>「業務報告書」に記載する項目は、「区分」、「契約限度額」、「概算受入額」、「執行済額」、「差引残余額」、「備考」であり、これらは都市整備公社の会計帳簿に基づいて作成され、保育園修繕等委託契約に係る人件費等も含まれており、修繕料については、外注先への支払が行われた月に計上される仕組みになっている。</p> <p>「業務報告書の内訳」で報告する項目は、「受付日」、「園名」、「修繕内容」、「施工区分（建築・電気・機械）」、「請負金額」、「完成検査日」、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」であり、当月に受け付けをした修繕の一覧が記載されており、その多くは請負金額も未定、工事は未着手の状態である。また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」の欄は平成 29 年度においては、1 件も記載されていなかった。</p> <p>つまり、「業務報告書の内訳」に記載された内容は「業務報告書」に記載された金額の内訳にはなっておらず様式名と実態が乖離しており、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報も盛り込まれておらず、平成 25 年度の包括外部監査の意見への対応としては不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>改善策としては、「業務報告書の内訳」の様式を変更し、「業務報告書」に記載した金額の内訳を正確に示すよう、整合を図る必要がある。</p> <p>また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」については 1 案件ごとに記載する現状の様式ではなく、特に今後の申し送り事項として重要性があると考えられる案件に絞って記載する等実効性のある様式にすることが望ましい。</p> | <p>監査の意見を受けて、「業務報告書の内訳」の様式を変更し、「業務報告書」の執行済額の内訳として人件費、物件費を表記するようにし、その上で、物件費のうち修繕費について区ごとに明記し、修繕内容等が分かるよう新たに「修繕費の内訳」の様式を添付することとした。これらにより、「業務報告書」に記載された金額の内訳を正確に示すとともに、本業務委託の執行状況について、把握しやすいものとなるよう改善した。</p> <p>また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」の記入については、今後の申し送り事項として特に重要性があると考えられる案件に絞って記載し実効性のある新たな様式を作成した。</p> |